

# 南タイの村落政治にみられるムスリム—仏教徒関係 —「サムサム」的ムスリム社会における宗教と政治—

西井涼子\*

## The Relationship between Muslims and Buddhists in a Southern Thai Village —Religion and Politics in “Sam Sam” Muslim Society—

Ryoko NISHII\*

Muslims in Southern Thailand can be classified into two types: Malay-speaking Muslims on the east coast, where most of Muslim political movements in Thailand have taken place; and Thai-speaking Muslims, who are supposed to be descendants of “Sam Sam” (people supposed to be a mixture of Thai and Malay), on the west coast, where few political problems arise involving Muslims.

In the first part, I examine how the religious categories of Islam and Buddhism relate to the political process in village-level elections in a western coastal village where Muslims and Buddhists live together and both speak the same Southern Thai dialect. In the second part, I deal with an unsuccessful political movement of Muslims for the recall of a

Buddhist village headman. From scrutiny of this movement, it appears that the difference in religious category does not tend to be politicized when difference in daily life between Muslims and Buddhists is minimal, as is the case in this village. The difference in religion does not necessarily bring out political antagonism between the two religious groups unless it is twisted in a certain political context.

### I はじめに

マレー半島の中中部、タイとマレーシアの国境の北側に位置する南タイは、タイ語を話し仏教を信仰するタイ人の世界とマレー語を話しイスラム教を信仰するマレー人の世界の接点である。従来この地域は南部国境4県<sup>1)</sup>と称され、94%を仏教徒が占めるタイ国において住民の60-80%がムスリムであるため、タイ国の政治統合にとって焦点の1つとなってきた。しかし、東海岸のパタニ、ヤラー、ナラティワートの3県のムスリムがマレー語を話しているのに対し、西海岸のサトゥーンの



図1 南部国境周辺図

\* 京都大学東南アジア研究センター；The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University

1)この言葉は分離意識を助長するというので、「南部国境県」(capwat chaai deen phaak tai)と変更された [橋本 1987: 233-234]。

ムスリムがタイ語を話していることはあまり注目されてこなかった(図1)。

もともとサトゥーンは1909年のタイ=英条約によって現在の国境が設定される以前は、国境を挟んだ南側のケダーの一部であった。ケダーはパタニ、マレーシア側のクランタン、トレンガヌとともにタイと朝貢関係をもつマレー系小国の1つであった。タイとこうした周辺の小国の関係を Tambiah は「銀河系的政体」(galactic polity) モデル<sup>2)</sup>として提示している。

このモデルの1つの特徴は、国境が領土を区切る方法によって設定されるのではなく、権力の中心から発した波紋が他の権力中心からの波紋とぶつかったところにできた境界であるということである。よって中心の権力の盛衰によって国境は伸縮する。マレー系小国は、タイの力が弱まるとタイの威信を受け入れたしるしとなる金銀樹<sup>3)</sup>の朝貢を中止して、その権力の範囲から離脱しようとした。1767年のアユタヤ朝崩壊時には、いずれのマレー系朝貢国も朝貢関係を打ち切って独立を主張しようとしたのである。南タイはイギリスによって国家の領土概念が持ち込まれ、現在の国境が引かれるまでは、こうしたタイの権力の波紋が果てる境界領域だったのである。そしてタイ=英条約により、サトゥーンはケダーから分けられてタイの領土下に、ケダーは英国の管理下におかれた。東海岸ではパタニはタイ領土下にとどめられ、クランタンとトレンガヌが英国の管理下に移された。

2)このモデルは、マンダラ概念からヒントをえたもので、「中心的な惑星が様々な衛星に囲まれており、その衛星は軌道をもった多少なりとも自立的な実体であり、かつ中心の影響力の圏内にある」[Tambiah 1976: 112-113]といった東南アジアの伝統的な国家関係をあらわしている。

3)金または銀で樹木を型どった細工物で、タイ語で Tonmai thooj yan, マレー語で Bunga Mas と呼ぶ。

タイとの朝貢関係において、西海岸のケダーと、東海岸のパタニ、クランタン、トレンガヌでは異なった特徴がみられる。Kobkua は17世紀から20世紀のはじめまでのタイ=マレー関係を検討して、西海岸では、タイへの敵意が最高潮に高まったときでさえ「人種的、社会—宗教的な違いは、シャムの政治的範囲からのがれる闘争においてほとんど問題にされなかった」、つまり「マレー人の習慣やイスラムの教えは、政治的色合いを帯びることは決して無かった」[Kobkua 1988: 213]という。それに対し、東海岸の朝貢国においては、社会・宗教的差異がシャムの過酷な仕打ちの主な源として強調され、シャムの朝貢関係は「マレー人種とイスラム教の両者の存続のために反対される必要のある、受け入れ不可能な権威」[ibid.]の押し付けであるとみなされた。また、ケダーの王族がシャムの貴族とさかんに通婚を繰り返し、ケダーとシャムの間に関係を打ち立てようとしていたのに対し、他のマレー系朝貢国ではこうしたムスリムの王族と仏教徒の通婚は決して起こらなかった、という。

村落レベルにおけるムスリムと仏教徒の関係も東海岸と西海岸では対照的であるように思える。1956年に東海岸のパタニで調査を行なった Fraser の報告によると、住民はマレー語を話しタイ語を理解できるものは非常に少なく、ムスリムと仏教徒の通婚は1例もない。村の男子のもっとも重要な儀礼はマスキ・ジャウィ (masuk Jawi) と呼ばれるもので、「マレー人になる」と訳される。これは割礼をともなっているが、Fraser はイスラム化以前のマレー人の習慣からきたものと説明している[Fraser 1960: 201]。同様の儀礼は、1985年の Winzeler のクランタンの調査報告にもみられる。ムスリムと仏教徒の通婚に際しては、まず仏教徒がイスラム教に改宗する必要がある。そのイスラム教へ改宗することをマ

スック・ムラユ (masuk Melayu) 「マレー人になる」という。つまり、ムスリムになることはマレー人になることと同意義であるのだ。Winzeler は、ムスリムになることは単に宗教を変えることではなく、エスニックにもマレー人になることを意味するという。彼は農村部の中国人の村で 161 ケース中 5 ケースのマレー人との通婚 (通婚率 3.1%) を報告している [Winzeler 1985: 116-117]。

パタニで調査を行なった Chavivun は、パタニでのムスリムと仏教徒の村は互いに離れており、日常的な接触は少ないという。1982 年の報告で、ムスリムは自らをタイ語を話す仏教徒であるタイ人 (ore siye) と区別して、マレー人 (ore nayu) と呼び、タイ人であるよりもマレー人であると感じている、と述べている [Chavivun 1982: 74-75]。ムスリムと仏教徒の通婚は非常に少なく、95% は非ムスリムとの通婚には反対で、残りの 5% はイスラム教に改宗するならばという条件付きで認めている。わずかな通婚の事例は都市部のタイの教育を受けたものがほとんどだという。ここでのムスリムはマレー語を日常語としている。「nayu (マレー) アイデンティティのシンボルは言葉、伝統的慣習、断食、礼拝、食物禁忌である」[*ibid.*] という。東海岸のマレー語を話すムスリムは、仏教徒との対比において自らのアイデンティティを形成している。ここでは宗教の違いが強調され、一種のシンボルとして機能して、その人間関係を規定している様子がみてとれる。<sup>4)</sup>

それに対し、西海岸のムスリムは仏教徒と柔軟な対応の仕方を示す。その顕著な例が、「サムサム」(Sam Sam) と呼ばれた人々の存在である。1956 年の Archaimbault の報告によると、「サムサム」とはマレー人とタイ人の混合、もしくはマレー人と中国人、タイ人の混合で、仏教徒「サムサム」とムスリム「サムサム」がいるという。Archaimbault は前者

を Sam Sam Siam、後者を Sam Sam Melayu と呼んでいる。彼らは結婚、葬式、農耕儀礼など様々な儀礼において、マレー的な慣習とタイ的慣習を混合し、儀礼の言葉にもイスラム教と仏教の両方から取り入れたものがある、という [Archaimbault 1957: 75-77]。1911 年に英国がケダー、プルリスで行なった人口調査を検討した黒田によると、「サムサム」は、「民族としてはマレー人と規定されているが、言語についてはその殆どがタイ語を理解し、殆どがムスリムである (一部、タイ仏教徒)。そしてその居住地はケダーの北部の 3 地方 (Kubang Pasu, Padang Trap, Kota Setar) とプルリスにほぼ偏る。すなわちここでは、Archaimbault の呼ぶ Sam Sam Melayu が殆どである」[黒田 1989: 49]。

Annandale と Robinson は 1901 年から 1902 年にかけて行なった調査旅行の報告の中で、タイ語を話すムスリム「サムサム」について述べている。「サムサム」は混ざった人種の起源を表しており、トラン (サトゥーンの北隣の県) の海岸沿いの漁村に住み、一年の一部は川沿いで稲作を行い、残りの期間は漁業と燕巢の採集に従事している。税はタイ政府に納めるかわりにケダーへ納めている。イスラム教の実践には不熱心で、時には子供を仏教の寺へ入れることもある。隣接した内陸部には仏教徒が住んでいる、と言う [Annandale and Robinson 1903: 54-61]。1976 年にケダーのタイ語を話すムスリムについて報告した Banks も、タイ語を話す仏教徒とムスリムの村は互いに隣接しており、時には寺

4) 東海岸においてもパタニの北に位置するソクラーではタイ語を話すムスリムが小数ながら見いだせる。ここでのムスリムと仏教徒の関係については矢野が「仏教徒との通婚には慣習上の障壁が多く、ごく例外的な現象として生ずるにすぎない」が、「仏教徒との日常的接触に対する絶対的忌避感は見られない」[矢野 1969: 480-484] と報告している。

とモスクが隣あっている、と述べている。こうした混合した言葉と文化をもつ海の人、メルギに至るまでタイの西海岸に見いだされるという [Banks 1980: 102]。

筆者の調査<sup>5)</sup>村である M 村においてもこうしたサムサム的ムスリムの姿を見ることが出来る。M 村はケダーとは国境をはさんだサトゥーンの漁村であり、村ではムスリムと仏教徒が混住し、モスクと寺は隣あっている。ムスリムも仏教徒も共に南タイ方言を話している。村のムスリムは時には子供を寺へ入れる慣行を持つ。また、ムスリムと仏教徒の通婚も多く、ムスリムになるケースと仏教徒になるケースの両方がある。ここでは宗教の違いは必ずしも強調されず、日常生活のうちに対立することなく共存している。

こうした東海岸と西海岸におけるムスリムと仏教徒の関係を反映するかのようムスリムの分離・独立運動、「南部国境県問題」に関連する事件も東海岸に集中して発生している。1976 年から 1981 年の期間のムスリムの暴動を分析した Chaiwat の報告によると、最も重要な 4 つの事件はすべて東海岸のヤラーで起こり、74 人が重軽傷、25 人が死亡している。さらに、2 番目に重要な 17 件をみると、ヤラーで 6 件、バンコクで 5 件、ナラティワートで 4 件、パタニで 2 件起こり、重軽傷 92 人、死者 30 人を数える [Chaiwat 1987: 10-12]。影響力の大きい中央での空港や駅などの爆破を除くと、残りはすべて東海岸の 3 県で起こっており、サトゥーンでは 1 件も起こっていない。西海岸のタイ語を話すムスリムの多いサトゥーンはタイの国家統合にとって常に問題の少ない地域であった。

南タイのムスリムに関する論考はそのほとんどがタイ国の政治的統合に関わる政治問題

としての角度から論じられているが、いずれもタイの国家・行政側とマレー・ムスリムの関係を焦点にしており、ローカルなレベルでのタイ人とマレー人、及び中国人との関係について触れているものは少ない。<sup>6)</sup>しかし、多くの論考で指摘されているのはマレー・ムスリムの不満が、タイの国家による文化的同化政策、及びその政策を実施する官吏・警察にむけられているということである [橋本 1987: 247-248; Tugby and Tugby 1989: 79; Suhrke 1970-71: 546-547; Uthai 1986: 224]。東海岸のムスリムの分離・独立の対象は同様の生活をしているローカルなタイ人ではなく、外部から自分達の生活に介入してくる行政官としてのタイ人=仏教徒なのである。

西海岸と東海岸のムスリムの政治姿勢の違いについては、言葉などの文化的類似性や歴史的経験の差異など様々な要因が考えられるが、ここでは考察することができない。本論の目的は、宗教の違いがいかに政治的過程に関わってくるのかを、1986 年に西海岸の村で起こったムスリム主導のリコール運動の展開を追うことにより検討することである。そのことを通して宗教と政治の関わりについての一つの視覚を提出することを試みたい。

## II トゥンプラン区の政治的背景

### 1 トゥンプラン区の概況

タイの地方行政単位は「県」(cagwat), 「郡」(amphəə), 「区」(tambon), 「村」(muu baan) の 4 つに分けられる。それぞれの長は順に「県知事」(phuu waa raathcakaan cagwat), 「郡長」(naai amphəə), 「区長」(kamnan), 「村長」(phuu yai baan) であり、県知事と郡長が政府から任命されるのに対し、区長は村長

5)調査は 1987 年 6 月から 1988 年 9 月にかけて 15 カ月間、1989 年 7 月から 8 月にかけて 2 カ月間行なった。

6)ローカルなレベルのタイ人、マレー人、中国人などの関係を扱ったものとしては [Burr 1974; Chavivun 1982] がある。

の中から、村長は村民の中から、現在は住民の直接選挙によって選ばれる。村人にとって日常生活に直接関わる行政組織は郡の役場である。郡の役人 (palat amphœ) は国の行政官であり、国の政策を直接民衆に反映させる末端の機能を担っている。仏教徒が大多数を占めるタイ国においてはムスリムは最大のマイノリティであり、ムスリムの統合問題は国にとっても重要な課題である。村落政治にのぞむ郡の役人には、南タイのムスリムを対象とした南部国境県問題への国の政策が反映され、宗教間対立に過敏に反応し、極力抑制していく態度がみられる。

調査村はサトゥーン県の北部、トラン県と県境を接したトゥンワー郡にあり、ちょうどトラン市とサトゥーン市の中間に位置する。トゥンブラン区はトゥンワー郡にある5つの区の1つで、5つの村から構成されている(図2)。郡の役場には宗教別の人口統計はなく、筆者が直接全戸調査を行なった2つの村を除いては、村長のインタビューから得られたものである。直接調査した村はM村とT村で、M村はムスリムが61世帯、仏教徒が73世帯、T村はムスリム26世帯、仏教徒22世帯とほぼ均衡している。その他の3村においては、B村はムスリム48世帯に対し仏教徒15世帯、N村はムスリム36世帯に対し仏教徒4世帯、S村はムスリム54世帯に対し仏教徒2世帯と、ムスリムが圧倒的に多い(表1)。生業はM村とS村で漁業が中心であるのに対し、残りの3村は農業が中心であるが、副業として小規模な漁業を行なっているものは多い。

区内には小学校が3つ、M村、B村、S村にある。はじめにできたのはB村の小学校で1932年に設立されている。続いてM村に1942年、S村に1956年につくられた。1989年度の生徒数をみると、M村の小学校はムスリム68人、仏教徒49人であり、村の人口の

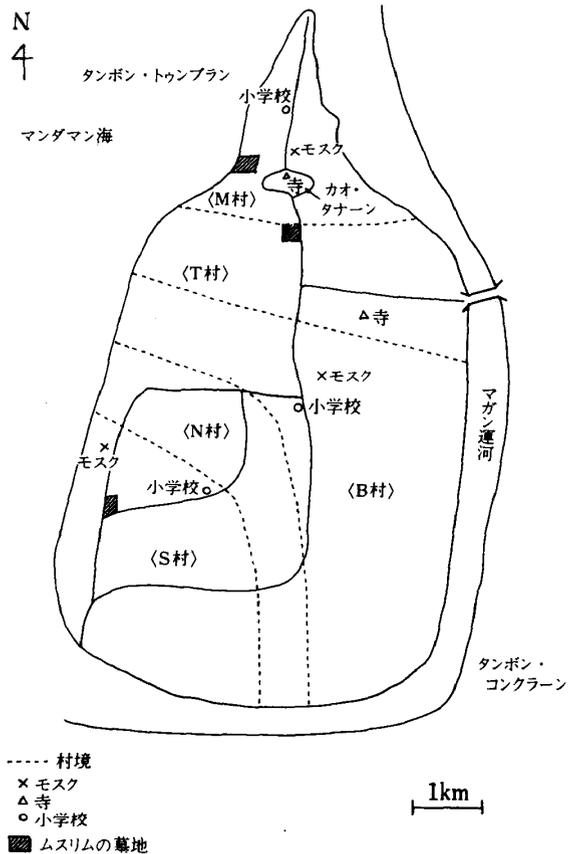


図2 タンボン・トゥンブランの略図

表1 タンボン内の村の宗教別世帯数

	ムスリム	仏教徒	合計
M村	61 (344)	73 (297)*	134 (641)
T村	26 (146)	22 (122)	48 (268)
B村	48	15	63 (448)
N村	36	4	40 (294)
S村	54	2	56 (365)

\*親が仏教徒子供のうち2人がムスリムの混合世帯1世帯を含む。

( ) は人数。

割合をほぼ反映している。B村の小学校はムスリム89人に対し仏教徒33人で、T村とB村の生徒が通っている。S村の小学校はムスリム75人に対し仏教徒3人で、N村とS村の生徒が通っており、ここでの仏教徒の少なさがあらわれている。

モスクは区内に3カ所ある。M村に1カ

所, ここには主に M 村のムスリムが集まっている。B 村のモスクには主に T 村と B 村のムスリムが, S 村のモスクには N 村と S 村のムスリムが集まる。この 3 つのモスクでは現在ではムスリムの性格に違いがみられる。M 村のムスリムは金曜日の礼拝にも熱心でなく, 酒のみムスリムが多い。一方, B 村と S 村のムスリムはよりイスラム教の戒律を守り, 金曜日の礼拝日にはモスクは礼拝に集まったムスリムでいっぱいになる。酒を飲むムスリムもほとんどいない。こうしたことから M 村のムスリムは他村のムスリムから墮落していると非難を受ける。M 村と T 村は境を接しているが, 境界の近くのムスリムはその熱心さによって, 自分の行くモスクを決める。酒のみムスリムは他のモスクでは受け入れられないので M 村のモスクへ来るし, 熱心なムスリムは M 村のモスクへ行くことを嫌い, 多少遠くても B 村のモスクへ出かける。S 村のモスクが最も古く約 70 年前にでき, 続いて B 村のモスクが 50 年ほど前に, M 村のモスクは約 30 年前につくられた。かつて M 村から S 村や B 村のモスクに通っていた頃には他村でも酒のみムスリムがみられたといい, 現在ほど M 村と他村のムスリムが性格を異にしていたとは思われない。

寺は 2 カ所あり, M 村に 1 カ所, T 村に 1 カ所ある。M 村の寺は約 60 年前に, ソンクラーから来た僧が村の入口にある奇岩の洞窟に住みついたのが始まりであると言われている。現在でも寺は洞窟で, 中に仏像を安置している。この土地は国有地でいまだに正式な寺としての許可は下りていない。60 年間常に僧がいたわけではなく, 無人であった時期もあり, 僧がいたとしてもたいていは 1 人いるのみである。寺委員会もなく, 祭りや儀礼の時には三々五々行く気になったものが寺へやって来る。一方, T 村の寺は 1942 年につくられた。こちらは今の僧がこの寺へ 1985 年

にやってきて以来大いに発展し, 現在ではコンクリート造りの立派な本堂も完成している。寺の行事は寺委員会の運営によって大規模に行われている。

## 2 トウンブラン区の歴史的状況

トゥンワー郡の人口は 1988 年の時点で 10,077 人, トウンブラン区の人口は 2,118 人である。

1909 年以前はトゥンワー郡は区の 1 つにすぎず「クウェーン」(Khweeŋ 地区)と呼ばれていた。その長は「パン」(phan 千の意)と呼ばれ(ちなみに村長は「シップ sib 十の意」と呼ばれていた), サイブリー(現在のケダー)に属していたという。住民のほとんどはムスリムであった。当時の交通手段は船で, 地域の交通は手こぎの舟によっていた。サイブリーからの船はルア・サンパオ (rwa sampao) と呼ばれる大型の帆船で, トラン県のカンタンの港との間を行き来し, その途上にあるトゥンワーにも 2-3 日に一度の割合で入港していた。当時はまだトゥンワーという名称ではなく, スガイウペー (Sugaiupee) とサイブリーの人には呼ばれていた。地元の人, びんろうじゅ (maak) の木によく似たりポン (lipon) の木が多かったため, 現在トゥンワーがある運河をト・マーク (to maak) 運河と呼んでいた。サイブリーからは皿や碗, 着物など種々な日用品や果物が運ばれてきた。輸出品はマングローブの樹皮であった。これからは漁網などを染める染料をとる [Thailand 1988: 18]。

1909 年のタイ=英条約により, ケダーは英国の管理下に, サトゥーンはタイの領土となった。サトゥーンはモントン<sup>7)</sup>・サイブリー(サイブリー州)からモントン・プーケット(プーケット州)管理下に移された。この頃,

7)1933年にモントンは廃止された。

中国人がペナンやシンガポールからスガイウペーにも多く流入して、ここでこしょうの栽培を始めていた。当時こしょうは高値をよび、スガイウペーは人口も増え繁栄した。この繁栄をみて、外国人はスガイウペーを西海岸でペナンの次に発展しているとして、「第二ペナン」または「小ペナン」と呼んだという。トゥンワーはタイに属することとなったが、サイプリーやペナンとは相変わらず自由に行き来していた、という。

まもなく区にすぎなかったスガイウペーも郡に昇格して、スガイウペー郡となった。しかし、やがてタイ政府はスガイウペーがマレー語なので、タイ語の名前に改めなければならぬとして、このあたりに多かったフトモモ (waa) の木からとってトゥンワー (フトモモの原) 郡とした。トゥンワーの名前はこれが始まりである。

1914年頃、こしょうの値が大暴落したためか、こしょうが病気にやられたためかは原因ははっきりしないが、こしょうの輸出は激減した。トゥンワーの人々はこしょうからゴムへ植えかえを始め、こしょう貿易のために滞在していた外国人達はほとんど引き上げてしまったという。やがてタイ政府は外国人税の課税を始め、<sup>8)</sup>中国人の中には植えかえの終わったゴム園も放棄して流出する者も多くトゥンワーの人口は激減してすっかりさびれてしまった。1930年にはこの実状に合わせて、トゥンワー郡は分郡 (kin amphəə)<sup>9)</sup>に格下げされた。再び郡に格上げされたのは、トランとサトゥーンを結ぶ道ができ、他県からの人口流入もあって居住人口の増えてきた1973年のことである [Thailand 1988: 18-27]。

この間、1909年にトゥンワー郡内の3つの区の1つとして誕生したマガン区は、1930年にコンクラーン区と名前を変え、1981年にはマガン運河をはさんで5つの村を含む北の

トゥンブラン区と4つの村を含む南のコンクラーン区に分かれた。現在のトゥンブラン区が占める地域には、1909年にはM村とS村の2村のみがあった。1966年に至ってM村からT村が分かれ、1967年にはT村からさらにB村が、S村からN村が分かれて5村となり現在に至っている。

区長は1909年から現在まで表2に見られるように7代を数える。第1代から第3代まではムスリムが政府により任命されており、終身制であった。1946年に第4代区長としてはじめて仏教徒が登用された。ここまでが任命制による区長である。第4代以降現在に至るまで定年制が導入され、60歳で区長の任期を終えることとなった。第5代区長は村長の互選で仏教徒の区長が選ばれ、1978年にはじめて住民の直接選挙により村長の間から仏教徒の第6代区長が選ばれた。1987年に第6代区長の停年を受けて現在のムスリムの第7代

8) 華僑が払っていた直接税は3年ごとの人頭税である。この税が最初に課されたのはラーマ2世の時に、当時は1パーツ50サタン (現在1パーツは約5.5円、1パーツ=100サタン) に決められていた。1828-1909年の間には3年ごとに4パーツ25サタンの税を課され、かわりに賦役とパトロン個人の使役を免除されていた [Skinner 1962: 123, 1981 (訳): 188]。1910年に3年ごとのタイ人よりも軽い税制は廃止され、国籍の如何に関わらずすべて一律に人頭税を課することになった。しかしこれも1939年に新しい増収案が議会を通過して廃止され、かわりに同程度の課税が外国人登録料の形でタイ国籍以外の者にかかることになった [ibid.: 266, 訳: 162]。ここで1914年頃にタイ政府の課した外国人税というのは、1910年に3年ごとの税制を人頭税に切り替えたことを指すものと思われるが、年代のずれはこの地域への1910年の税制の適用が遅れたためなのか、記述の誤りであるのかは定かではない。

9) 郡に所属するがかなり離れて位置する行政単位で、発展すれば独立して郡になる。当初隣接するラ・グーがトゥンワーの分郡であったが、この時ラ・グーが郡となり、トゥンワーはラ・グーに属する分郡となった。

表2 歴代タンボン・トゥンプランの区長及びM村村長

	区 長	M 村 村 長
1909	アンパー・トゥンワー タンボン・マガン 1. クン・ピタック (M村ムスリム) 2. クンヨン・マガン (S村ムスリム)	1. クン・ピタック (ムスリム) 2. ト・ナーイ・アート (ムスリム) 3. ヤー・トーラティー (ムスリム) 4. メ・ララーイ (ムスリム)
1920		
1930	キン・アンパー・トゥンワーに降格 タンボン・コンクラーン 3. チン・イアットカート (S村ムスリム)	
1946	4. プロープ・セーリム (M村仏教徒)	5. プロープ・セーリム (仏教徒)
1965	5. タット・ブンコン (S村仏教徒)	6. テーン・セーハオ (仏教徒)
1966		M村からT村がわかれ スイットがT村村長になる S村からN村が、T村からB村がわかれる
1967		
1973	アンパー・トゥンワーに昇格	
1976		7. アルン・アンスカンチャナクン (仏教徒)
1978	6. スイット・タムニラットサイ (T村仏教徒)	
1981	タンボン・コンクラーンから タンボン・トゥンプランがわかれる	
1987	7. チャーリー・サーラバン (S村ムスリム)	

区長が選出されている (表2)。

### 3 区長選挙, 村長選挙にみられるムスリム—仏教徒関係

リコール運動はM村の村長に対して行われた。村長のリコールという政治運動の枠組み上, 運動の担い手はM村村民でなければならないが, この運動の火付け役はT村のムスリム達であった。リコール運動の起こった政治的背景を理解するためにも, M村とT村の村長選挙, 及び区長選挙に於けるムスリムと仏教徒という宗教的カテゴリーと投票動向の関わりについて述べておきたい。

#### 1) M村の村長選挙

##### ① M村の概況

M村は村の入口にそびえる奇岩カオ・タナン (khao thanaan) から岬の先まで南か

ら北にのびる一本道をはさんで, 細長い土地に張り付くように家と家は軒を連ねて建ち並んでいる。ムスリムと仏教徒が日常の生活圏を共通にして混住している。世帯数は区内で最も多く134, 人口構成はムスリムが344人で54%, 仏教徒は297人で46%である。

村での主な職業は漁業と炭焼場の日雇い労働で, 前者は70世帯, 後者は23世帯を占める。農業を主な職業としている世帯は4世帯にすぎず, この他水田を所有している世帯はムスリムで17世帯, 仏教徒で7世帯ある。突出して富裕である仏教徒の漁商も兼ねる炭焼場の持ち主Sを除いて, 経済的にムスリムか仏教徒のどちらかが集団として優位にあるわけではない。M村の特徴は職業が多岐にわたっており, 商売を主な職業とする世帯も16と区内では突出していることである。このた

表3 M村の職業構成

	ムスリム	仏教徒	計
漁業	40	30	70
日雇い労働	15	8	23
商売	2	14	16
雇用人	1	11	12
教師	2	3	5
農業	3	1	4
運送業	0	3	3
職人	0	2	2
仕立屋	0	1	1
炭焼場経営	0	1	1
魚商	0	1	1
養豚	0	1	1
寺男	0	1	1
計	63	76	139

注) 主な職業が2つあるのはムスリムで2世帯、仏教徒で4世帯である。その他、混合世界は漁業に従事している。

め、電気がひかれたのは1988年で区内の村で最も遅かったにもかかわらず、最も発展した村だと言われている(表3)。

M村の民はムスリムも仏教徒も共に村の神ト・ナーンの子孫であると称し、かつては稲の初穂をト・ナーンに捧げる儀式を一緒に行っていたという。またそれぞれの祭事においては互いに菓子を配り合う。それは同じ村に住む者としてそこでの社会関係をよりよく保つための知恵である。そのことを村人は「プア・サンコム (phwa sangkhom)」(社会、社交のため)という。M村のムスリムには子供を寺で出家させる慣行も残っている。M村ムスリムの出家経験者は15人(女子13人、男子2人)にのぼる。全てのケースで8歳から13歳の間に3日間仏教徒として寺で出家している。出家がすむと再びト・パート<sup>10)</sup>してムスリムに戻る。子供が2-3歳頃までに病気になった時などに親が出家の願かけ (bon buat) を行い、病気が直ると後にその子供を出

家させることが多い。またM村では名目上の養子として仏教徒がムスリムへ、ムスリムが仏教徒のもとへ子供を出すこともよくみられる。これは「養子に出す」(hai luuk buntam) というが、実際は仮の親に子供の手首に糸を結んでもらって子供の健康を願う一種の儀式である。仮の親は村の長老や僧であることが多いが、夢でみた人に出すこともよくある。ムスリムだから仏教徒に出す、また仏教徒だからムスリムに出すというのではなく、宗教に関係なく行われている。村ではムスリムと仏教徒の通婚も多い。全婚姻数159組のうちムスリムと仏教徒の通婚は33組あり、通婚率は21.2%にのぼる。こうしたM村の状況を筆者は別稿において「宗教がすべてを規定する社会と全く意味を持たない社会の中間にある」[西井1989: 111] 社会であると位置づけた。

しかし、2つの宗教は融合することはない。ムスリムと仏教徒の通婚においては必ずどちらかの宗教を選ばなければならない。夫婦で異なる宗教に属することはできない。また、生まれた子供もその親の選んだ宗教に属するものとされる。中国人とタイ人の通婚によりうまれた子供が、中国人とタイ人の子供を Baba, Baba とタイ人の子供を Babe, Babe とタイ人の子供を Babo といった中間的カテゴリーをあらわす名称を持つのに対し、ムスリムと仏教徒であるタイ人や中国人の間にはこうした中間的カテゴリーは形成されない。このことは、常にムスリムと仏教徒という枠は保たれて、混ざり合うことがないことを示していると思われる。<sup>11)</sup>

M村の成り立ちは1900年頃にさかのぼると

10) ト・パートは本来、ムスリムがあやまちを犯した場合にこれ以降あやまちを繰り返さないという誓いの儀礼であるが、仏教徒がイスラム教に改宗する場合は、この儀礼を行なってムスリムになる。

思われる。はじめの入植者はムスリムでマングローブの樹皮の採集に従事し、ペナンやシンガポールから船で直接村へ買付けにきていたと言う。1930年前後にはじめて仏教徒が村へやってきた。1946年頃にSが村にやってきて炭焼場を開き、時を同じくしてエビ漁が村に導入された。表2に見られるようにこの頃までに4代の村長が交替したが、すべてムスリムで、1946年にはじめての仏教徒の村長が誕生した。ここまでの村長は任命によるものであった。また第4代村長までは終身制であったが、第5代村長から定年制となり60歳で任期を終えることとなった。選挙により村長が選ばれるようになったのは第6代村長以降である。

#### ② M村の村長選挙にみられるムスリム—仏教徒関係

第6代村長選挙は1965年に行われた。その時の立候補者は仏教徒のテーン<sup>11)</sup> (当時49歳)とムイ(36歳)、ムスリムのカセーム(30歳)の3人の男性であった。この選挙におけるムスリムと仏教徒の投票動向を1989年10月の調査からみてみたい。得られた回答数は72ケースで、ムスリム39、仏教徒33であった。選挙はすでに24年も過去のこと、調査時点には人口移動もあり、記憶が曖昧になっている者もいたため正確な投票数を把握することは困難であったが、おおよその傾向をつ

11) 同様のことを Winzeler も述べている。「通婚と改宗の all-or-nothing アプローチは社会的に中国人—マレー人もしくはタイ人—マレー人の混合したまたは中間のカテゴリーを形成しないことを意味する。この状況は公式の改宗を必要としないマレー人とインドやパキスタン・ムスリムや、中国人とタイ人の通婚のような事例とは異なっている。こちらの場合、混ざりあった (peranakan) 子孫はそのようなものと受けとめられ、エスニック・アイデンティティを選んで使いわけることができる」[Winzeler 1985: 117] という。

12) 以下の人名は原則として仮名である。

かむことは可能であろう。

投票の方法には開示投票 (beeb phəi-phrɛ) と秘密投票 (beeb lap) がある。前者は誰がどの候補者に投票したかが公になるような挙手などによる投票の方法であり、後者は通常の選挙のように投票した候補者が伏せられる方法である。この時は秘密投票であったが、無記名の投票用紙を用いるのではなく郡の役人が一人一人に投票する候補者を尋ねて書式に書き込む方法がとられた。選挙権は20歳以上の男女にある。こうした投票方法は、役人の恣意的な操作が可能であるため投票結果についての村人の疑惑を生む原因となった。

投票の結果、仏教徒のテーンが村長に選出された。村人の疑惑は「役人がインチキしたのだ。誰を選ぶか、ときかれてカセームと答えても役人は印をつけるときにカセームではなくテーンにつけた。こちらに見せないようにしてごまかしたのだ」「今は投票用紙を使う方法だからできないけれど、当時は役人が好む人が村長になったのだ」といった形で表現される。「役人が好む人」もしくは「役人が自分の側の肩をもっている」人とは仏教徒の側であるという認識がある。ある仏教徒は「役人が村にきて村長の家で食事をするときに仏教徒の方が都合がよい。テーンはその頃手びろくエビ漁をしていて金もあった。役人は村に来るといつもテーンの家で食事をしていった」と言う。テーン自身も「そうだ。実はカセームの方が票が多かったのに役人がご

表4 1965年のM村村長選挙の投票結果

	ムスリム	仏教徒	計
テーン(仏教徒)	4(10.3%)	29(87.9%)	33
ムイ(仏教徒)	3(7.7%)	3(9.1%)	6
カセーム(ムスリム)	32(82.1%)	1(3.0%)	33
計	39	33	72

まかしたのだ」と言っている。この時の選挙結果に対する疑惑は現在<sup>13)</sup>でも区内の他村においてさえ役人の不正の実例として流布されている。

調査から得られたムスリムと仏教徒の投票動向は、ムスリムでムスリムの候補者を選んだ者は82.1%、仏教徒の候補者を選んだ者17.9%、仏教徒で仏教徒の候補者を選んだ者97.0%、ムスリムの候補者を選んだ者3.0%であった(表4)。この選挙結果からは、ムスリムも仏教徒も自らの属する宗教の候補者を選ぶ傾向がみられたが、仏教徒によりこの傾向が顕著であるといえよう。

第6代村長のテーンが1976年に60歳で停年に達し、これを受けて第7代村長選挙が行われた。この時の立候補者は当初、仏教徒のア alun (38歳) とムスリムのサン (29歳) の2人の男性であった。サンは前回の選挙の教訓から秘密投票ではなく開示投票を郡に対して主張し、それが認められた。サンは自分に入れてくれるという村人が本当に入れてくれるかどうか確かめたかった、とも言う。選挙当日の様子は次のようであったという。「小学校の校庭にみんな集められ、一つの教室に入った。alun氏を選ぶ人は手を挙げて、と数えた。そしてサン氏を選ぶ人は手を挙げて、とまた数えた。でも何度数えてもはっきりしない。結局また外にでて、今度はalun氏を選ぶ人はこちらの列に、サンを選ぶ人はこちらの列に並べと2人を先頭に立たせて列をつくって並ぶことになった」。何時間もワイワイやってそれでもまだ決まらない。開示投票は見物人も含めてかなり混乱したようだ。ある仏教徒は、このときはまだ住民票を村に移していないため選挙権はなかったが、実はこっそり紛れ込んで列に加わったという。

しかし、最終的にサンは住民票を父親の世

13) 本論においては現在とは特に記さない限り1989年8月の時点をさす。

帯からまだ移していないため世帯主ではなく、村長になる資格がないと役人に言い渡された。<sup>14)</sup>サンは「自分はこのことを3-4カ月も前に区長に尋ねたんだ。しかし区長はできないといった。それで自分も知らなかったから移さなかった。それなのに当日になって資格がないというなんて役人はインチキをやったのだ」と怒りを込めて話す。また、ある村人は「alunは役人とも知りあいでこねがあった。しかしサンは何のつながりもなく何が出来よう。役人も自分達を歓待してくれる人の方がよいのだ」という。このことは言葉をかえ、ムスリムからも仏教徒からもよく聞かれた。前回の選挙に引続き、役人は仏教徒の側に立っているという村人の認識がここでも見られる。

サンが失格になった時点で、急遽代理人が立てられた。それはサンの妻の姉の夫、ダム (35歳) である。彼もムスリムである。ここでは、候補者の立て方にムスリムと仏教徒それぞれの側から候補者を立てる傾向があることがみてとれる。ダムは男5人女6人の11人兄弟の長男だったが、その兄弟には泥棒や強盗が多いとムスリムの間でも評判が悪かった。<sup>15)</sup>ムスリムの立候補者がサンからダムにかわった結果、列は圧倒的にalunの方が多くなり、村長はalunに決まった。

この選挙での投票動向を1989年の調査か

- 14) 村長立候補者の資格は次の通りである。  
 ①タイ国籍を持つ男性世帯主であること (1974年憲法第27条及び28条により女性世帯主も村長立候補資格を持つようになった)  
 ②成人に達しており、60歳未満であること  
 ③村に住民票を移して6カ月以下でないこと等10項目があげられる [Yaot 1975: 188]。  
 15) 兄弟のうち2人は選挙より後に村の炭焼場の持ち主であるSの家に強盗に入り、村にいたことができず逃走した。1人は1985年にブーケットで、もう1人は1986年にパツタルンで撃ち殺されている。ダム自身も1987年に何者かにピストルで撃ち殺された。

表5 1976年のM村村長選挙の投票結果

	ムスリム	仏教徒	計
アルン(仏教徒)	10(13.9%)	77(97.5%)	87
サン→アルン (ムスリム) (仏教徒)	20(27.8%)	2(2.5%)	22
サン→棄権 (ムスリム)	4(5.6%)	0	4
サン→ダム (ムスリム)(ムスリム)	38(52.8%)	0	38
計	72	79	151

らみてみたい。表5に示したように得られた回答は151でムスリム72, 仏教徒79である。ムスリム72ケースのうち最初サンを選んだ者は62(86.1%), アルンを選んだ者は10(13.9%)である。それに対し仏教徒はサンを選んだ者2(2.5%), アルンを選んだ者77(97.5%)である。サンを選んだ2人の仏教徒は、サンの父親の姦通によって仏教徒の子供として生まれたと言われる男とその妻で、この夫婦は後のアルン村長のリコール運動の時も署名に名を連ねた数少ない仏教徒である。

サンからダムに立候補者がかわった時に、アルンへと選択を移した者はムスリムで62のうち20, ダムにかわって棄権した者が4である。そのままムスリムの候補者をサンからダムへと選んだ者は38である。仏教徒で最初にサンを選んだ2人もつぎはアルンへと移っている。この結果、ムスリムで最初に同宗教の候補者を選んだ者は86.1%だったが、最終的には52.8%となる。仏教徒のアルンを選んだムスリムは41.7%にのぼる。一方仏教徒は97.5%が最初から仏教徒のアルンを選び、最終的には100%となった。

この選挙結果からも1965年の村長選挙と同じく村人の投票行動は、ムスリムはムスリムの候補者へ仏教徒は仏教徒の候補者へ投票する傾向がみられた。しかしムスリムの候補者の変更により27.8%のムスリムが仏教徒の候補者へと選択を変えている。このことは、

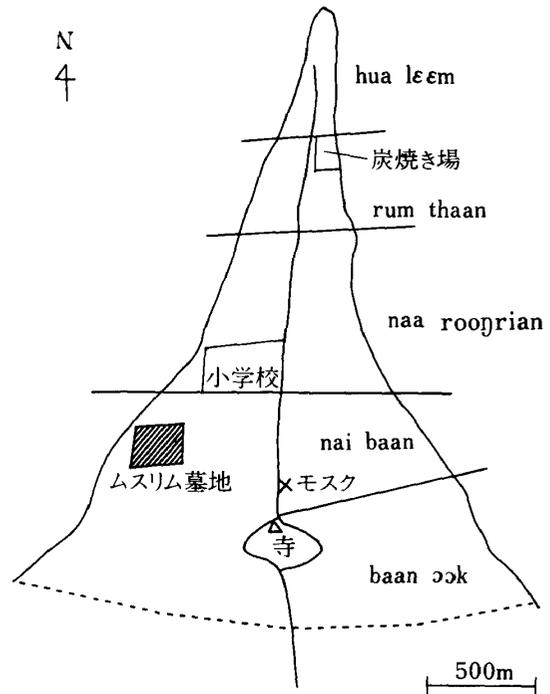


図3 M村区分図

宗教的カテゴリーは投票においては影響力を持つが、それは状況により変更しうる融通性を持つことを示している。

では何によってこの投票行動が影響をうけているのかを、I 最初からアルンを選んだムスリム10人, II サンからアルンへ選択を変えたムスリム20人, III サンを選び、後に棄権したムスリム4人, IV サンからダムを選んだムスリム38人、の4つのカテゴリーにわけて、居住地区と親族関係の2つの側面から検討しておきたい。

M村は図3のように5つの地区に分けることができる。フア・レーム (hua leem) は北に長く伸びた岬の先の地区でほとんどがムスリムである。ルム・ターン (rum thaan) は炭焼場のことをさすが、このあたりの地区の呼び名にもなっており、炭焼場に働きに来た比較的短期しか村に滞在しない者も多い。ムスリムと仏教徒が混住する地区である。ちょうど中心部の小学校があるあたりはマハン

(mahag) もしくは小学校前 (naa roongrian) と呼ばれ仏教徒が多い。ナイ・バーン (nai baan) はムスリムが最も多くかたまって住んでいる地区である。バーン・オーク (baan oock) はすべてムスリムであるが、ここには6世帯しか住んでいない。その他、M村の行政区には含まれていないが不法入植によりバーン・オークの南に居住している世帯がありトゥンタナン (thug tanaan) という。Iではフア・レーム5人、ルム・ターン3人、小学校前1人、トゥンタナン1人、でナイ・バーンは1人も含まれていない。IIではフア・レーム3人、ルム・ターン4人、小学校前3人、ナイ・バーン3人、バーン・オーク5人、トゥンタナン2人、と多様である。IIIは小学校前2人、ナイ・バーン1人、バーン・オーク1人、IVはフア・レーム19人、小学校前1人、ナイ・バーン18人である。

親族関係からみるとカテゴリーIVのうちフア・レーム居住者はダムの親族がほとんどであり、岬の先端にかたまって住んでいる。それを除いたフア・レームのムスリムは、はじめからアルンを選んだIのカテゴリーと、後にアルンを選んだIIのカテゴリーの者で、この地区では2つのグループの存在が比較的明瞭にあらわれている。Iのカテゴリーの1人は「ナイ・バーンのムスリムはやくぎ者ばかりだ。もしあいつらが村長になると自分はこの村にはいられないよ。だからアルンにいたんだ」という。彼にとっては宗教の違いよりも候補者との個人的な関係の方がより重

要であったのだ。しかし、同じ家族内、親族内においても、I・II・IVのカテゴリーにまたがっている例が2例、II・III・IVのカテゴリーにわたっている例が2例、IIとIVのカテゴリーにまたがっている例が3例と、必ずしも投票行動を親族関係のみからは説明できない。

よって投票行動においては居住地区や親関係によってある程度の傾向性はみい出せるものの、それによって一義的に決定されているとはみなせず、より複雑な個々の人間関係によっても影響されているのである。

では宗教的カテゴリーは、ムスリムと仏教徒それぞれにどのように影響を与えているのだろうか。<sup>16)</sup>筆者は別稿で、通婚においては

- 16) M村にはムスリム—仏教徒婚により片方が宗教的カテゴリーを変更した夫婦は1989年の時点で33組である。通婚者の投票動向を見ることにより、投票行動に影響する宗教的カテゴリーの性質を知ることができるとと思われる。1965年の村長選挙当時選挙権を有し投票を行なった者は3人のデータしか得られず、ここでは考察することが出来ない。1976年の村長選挙において、当時すでに通婚しM村で選挙権をもって投票した者は24人で、改宗者のタイプ別人数は次の通りである。
- A: 夫が妻にしたがってムスリムになったケース 3人
  - B: 妻が夫にしたがってムスリムになったケース 6人
  - C: 夫が妻にしたがって仏教徒になったケース 7人
  - D: 妻が夫にしたがって仏教徒になったケース 8人

これら通婚者の投票結果は表6において示した。Aに属するケースでは、サン→ダムの選択1人、サン→アルン2人であった。Bのケースではサン→アルンは1人、サン→ダムの選択をした者3人、アルンを最初から選んだ者は2人である。A、Bのケースとも現在はムスリムとして生活しており、夫婦で異なった選択をしたものはいない。(片方しか選挙権のなかったものもある。)合計すると通婚によりムスリムになった者のうち、サン→ダム4人、サン→アルン3人、アルン2人である。

表6 ムスリム—仏教徒婚者の投票結果

	A	B	C	D	計
アルン	0	2	6	8	16
サン→アルン	2	1	1	0	4
サン→棄権	0	0	0	0	0
サン→ダム	1	3	0	0	4
計	3	6	7	8	24

改宗したムスリムが宗教的な罪の意識を持ち、ムスリムである親との関係からムスリム—仏教徒カテゴリーの枠組みを自らのうちに意識していくのに対し、仏教徒はむしろムスリムとしての生活への違和感から仏教徒とムスリムの違いを意識していくとみた。ここではイスラム教が枠となってムスリムと仏教徒の関係を規定していく側面がみられた。ところが、1965年と1976年の村長選挙の結果からはむしろ仏教徒の方が、宗教的要因により強く規定されて投票行動を行なっている様子

→ 夫婦の片方がもと仏教徒であるため投票行動がより仏教徒に近いとは、必ずしも言えない。Cのケースでは最初からアルンを選んだ者6人、サン→アルン1人である。サン→アルンの選択をした者は当時すでに離婚してムスリムに戻っていた。Dでは8人全てが最初からアルンを選んでいる。合わせると通婚により仏教徒になった者は、すでにムスリムに戻っていたものを除いて全員が最初からアルンを選んでいる。これは夫婦の片方がもとムスリムであってもその投票行動においては仏教徒と同様の選択をしているといえる。以上から、選挙という政治の場においてはもとの宗教の影響は少なく、現在の宗教により行動が規定されていると言えるのではないかと思われる。このことは通婚者の選んだ宗教と居住の選択が一致する傾向があることと関連している。通婚者の組33ケース中29ケースが選んだ宗教の側に居住しており、残り4ケースはすべて他村の仏教徒の夫がM村に働きに来てムスリムの妻と結ばれたが、妻の改宗後もそのままM村に留まっているケースである。この場合も妻の親と同居することはない。あるムスリムの妻と仏教徒の夫の通婚では、当初妻方居住であったときにはムスリムであり、後に夫の出身村に移住すると夫婦共に仏教徒になっている。こうした事例からは宗教の選択が居住によっているともいえる。そして行動に影響を与えるムスリム—仏教徒カテゴリーの認知は生まれによるものではなく、現在通婚者が影響を受けている重要な親族との関係に規定されているといえるだろう。

17) phasaa は標準タイ語では「言葉」の意味だが、南タイ方言では「宗教」をさしてよく用いられる。

がみられた。M村のムスリムと仏教徒の投票行動においてカテゴリーの対立の枠組みに規定される度合の違いは、ムスリムと仏教徒の枠をイスラム教の戒律によって意識するようになることから来ていると考えることも出来よう。ムスリムのカテゴリーの認識の仕方はむしろ集団の内面に向いている。それに対し仏教徒は外側に、つまりムスリムの枠に突き当たる形で意識されている。

個別に行なった面接調査でも、日常生活において宗教的には開放的に見える仏教徒が、投票行動においてはムスリムに対する拒否をはっきりと示すことが多かった。「どうしてムスリムを選ぶものか」「彼らを信用することはできない。(手の平を返す動作をして)こんなふうだから。仏教徒(の候補者)は自分の側だとわかっている」「タイ人はこういう時には力を合わせる。ムスリムに入れる奴なんかいない」という。「ムスリム (phasaa<sup>17)</sup> kheek) だって自分たちの宗教を選んでいるのだ。ケーク<sup>18),19)</sup>とはうまが合わない。ケークはだれも仏教徒を選ばない」と仏教徒の立場を鮮明にして、ムスリムへの不信感をあらわにする。

一方ムスリムの側からは「自分の宗教を選んだ方がよい」という声は聞かれるものの、それを仏教徒への不信感としてあらわす者はいなかった。筆者自身がイスラム教を信仰しているとみなされていない以上(村ではどちらの宗教に属すると表明しない場合、ムスリムのカテゴリーには入らず自動的に仏教徒側

18) 村ではムスリムのことをコン・ケーク (khon kheek), 仏教徒のことをコン・タイ (khon thai) と対比して使うことがよくある。

19) Kheek という言葉はムスリムの蔑称だとして使わないことが望ましいと一般に言われているが、村ではムスリム自身自らをさして使っている。南タイ方言では kheek は必ずしも侮蔑的意味合いは含まない [Diller 1988]。

に含まれてしまう), 不信感を吐露できなかつたという面もあるかもしれない。しかし, こうした宗教カテゴリーの認識の仕方も投票行動において仏教徒の方がより同じ宗教的カテゴリーに属する候補者に投票する傾向があることに対応しているといえよう。

日常的にはムスリムと仏教徒が混住し, 宗教の違いによって直接的な争いを引き起こすことのない M 村においても, 投票行動においては宗教により程度の違いはあれ, 2つのカテゴリーの存在が明らかになる。しかし, ムスリムへの不信感を口にする仏教徒もこのことを公に表明することはない。それは声をひそめて, ひそかに漏らす心情であり, 村の中ではムスリムと仏教徒は変わりはないという態度をとる。ムスリムはこんなふうで信用できないと手のひらを返してみせたのは, 村で雑貨屋を営む 55 歳の仏教徒の未亡人だが, 顧客にはムスリムも多い。彼女は 1976 年の村長選挙は開示投票なので, 人前でどちらの側につくかということを見せることに躊躇して, はじめは選挙に加わらず見ていたという。候補者が替わってはじめて投票に参加した。ムスリムも大勢アルンの側に来たので, 仏教徒の側につくということにはならないからだ, という。こうしたことからみて, ムスリム—仏教徒カテゴリーは, あくまで潜在的な対立の枠組みとしてあるといえよう。それ

は通婚においても融合されることがないが故に存在し続け, 投票行動などにおいて時として行動に影響力を持つが, M 村においては日常生活におけるムスリムと仏教徒の共存を阻害しない範囲内にとどまっていると言えるだろう。

2) T 村の村長選挙

① T 村の概況

T 村の景観は M 村と大きく異なっている。水田がひろがる中に家はポツリポツリと点在し, 森の中に家が隠れて見えないこともある。T 村は世帯数 48 (ムスリム 26, 仏教徒 22) で人口は 268 人である。そのうちムスリムは 146 人で 54%, 仏教徒は 122 人で 46% と, 人口は M 村の 4 割ほどであるが, ムスリムと仏教徒の割合はほぼ等しい。

村の主な職業は農業が最も多く 27 世帯であるが, この他に水田を所有している世帯はムスリムで 3 世帯, 仏教徒で 6 世帯ある。M 村の水田所有率は 2 割程度であるのに対し, T 村は 7 割に近い。T 村でも漁業を主な職業とする世帯は農業に続いて多く, 16 世帯であり, この他副業として漁業を行なっているのはムスリムで 8 世帯, 仏教徒で 5 世帯ある。雑貨屋を営んでいる世帯は 2 世帯あるにすぎない。T 村は M 村の炭焼場のような産業はなく, 新たな人口流入は少ない。T 村においても経済的に宗教集団間での偏った優位性はみられない (表 7)。

T 村でのムスリムと仏教徒の通婚は 7 ケースある。ムスリムが仏教徒になったケースが 2, 仏教徒がムスリムになったケースが 5 である。通婚率は全婚姻数が 70 で 10.0% になる。7 ケースのうち, すでに離婚したケースは 3 ケース, 片方が死亡したケースが 1 で, 現在 3 組のムスリム—仏教徒婚のカップルがある。この通婚率は同村内に住するムスリムと仏教徒の割合がほぼ等しい M 村の通婚率 21.2% に比べれば少ない数値である。

表 7 T 村の職業構成

	ムスリム	仏教徒	計
農 業	13	14	27
漁 業	10	6	16
日雇い労働	4	1	5
商 売	1	1	2
警 官	0	1	1
計	28	23	51

注) 主な職業が 2 つあるのはムスリムで 2 世帯, 仏教徒で 1 世帯ある。

T村とM村の大きな相違は、T村においてムスリムと仏教徒の対立が日常生活において表面化していることである。こうした対立が表面化したのはここ1-2年のことだと言う。ある仏教徒は「かつてはT村でもムスリムと仏教徒は菓子の配り合いをよくしていた。それが今では本当に少なくなってしまった」と言う。対立の原因はムスリムが宗教の戒律により厳しくなって菓子の配り合いをしなくなったことにある、という者もある。1987年の村長選挙に立候補したサレッは「はじめは宗教についての知識がなかった。イスラームの探求を始めるともはや仏教徒とは一緒になっているわけにはいかない」と言う。ムスリムが集団として団結すると、仏教徒もそれに対応して団結するようになる。T村にある寺で寺委員会<sup>20)</sup>がつくられたのは1988年のことである。以前はT村の寺でも祭事にはM村と同様、その都度無計画に仏教徒が三々五々集まって行われた。しかし、これでは外部からも人を集めるような大規模な催しはできない。寺委員会により組織的に資金を集めることができると、寺院の再建も進めることができ、かつては小さな木造の本堂も現在ではコンクリート造りの立派なものに建て替えられた。<sup>21)</sup>

ムスリムが宗教の探求に熱心になり、それに伴って仏教徒も宗教活動に熱心になった。そして互いにグループをつくって活動を始めた。このことをサレッは「意地の張合い」(maana kan)と言う。「あいつらだって出来るんだ。俺達だって出来ないはずはない」ということになる。

しかしT村のムスリムと仏教徒の対立は宗教の教義上の対立のみからくるのではな

く、より現実的な原因もある。それは寺の土地をめぐるサレッと寺の対立である。30-40年も前にサレッの祖父は隣にある寺の僧と親しかった。この僧はデーンといい、そのデーンのためサレッの祖父は15ライの田を寺へ寄進した。そこは後に仏教徒の墓地となり隣合わせのサレッが受け継いだ土地との境界は曖昧なままにされていた。そこを4年前、1985年にやってきた僧のタイが柵で囲い、寺の所有地を明確にしようとした。寺の隣のサレッの家に接続する土地は寺へ入る通り道になっていたが、サレッはそこを柵で囲って封鎖して対抗した。寺とサレッの対立は仏教徒とサレッの対立へ、さらには仏教徒とサレッを中心としたムスリムの対立へと発展してしまっただ。サレッ自身、子供の頃には僧の付き人(dek wat)として毎朝寺へ行き、僧について托鉢をしてまわり、夜はモスクへイスラームの勉強をしにいつていたと言う。サレッが急進的なムスリムのリーダーとして活躍しはじめたのは1986年のM村村長のリコール運動発生あたりからである。しかし、サレッは必ずしも最も敬虔な信者であるわけではない。イスラーム教をポノで勉強した経験もなく、宗教に関する知識が抜きんでているわけでもない。他のムスリムによると「中くらいの熱心さ」と評される。サレッの特色は政治的行動において意識的にイスラーム教を旗印にしたことである。サレッは1979年あたりからサトウーンの前国会議員で急進派ムスリムのリーダーとして活躍しているチラユットと知り合い、現在は運動員でもある。

T村は1966年にM村から分離して成立した。初代村長は仏教徒で後区長も務めたスイットである。当時の立候補者は1人であったため、投票を行うことなく住民の挙手によって村長就任が認められた。1987年にスイットが60歳で停年に達し、T村の第2代村長を選出する選挙が行われた。

20) 25人の寺委員から構成され、仏教の祭事の運営にあたる。

21) 発起人は僧のタイで、2-3年前から熱心に活動を始めた。

② T 村の村長選挙にみられるムスリム—仏教徒関係

1987 年の村長選挙は 2 人のムスリムの立候補者サレッ (45 歳) とマナット (46 歳) によって争われた。サレッの支持母体は主にムスリム、マナットの支持母体は主に仏教徒であった。仏教徒がムスリムであるマナットを推した理由は、かりに仏教徒の立候補者をたてると、サレッに票を入れる仏教徒もいるのだから数の上で絶対的に勝てないことになり、ムスリムを味方に引き入れるためにはムスリムの候補者をたてなければならなかったことであると言う。マナットの娘は仏教徒と結婚し、夫が妻にしたがってムスリムになっているという背景もある。

選挙の結果、サレッがわずか 2 票差でマナットに勝った。サレッを批判する者は、サレッが外部から選挙権が持てるよう 3 カ月以上前に 20-30 人も住民票を移し変えていたのだと言う。1989 年に行なった T 村の全戸調査からムスリムと仏教徒の票の動きを見てみたい。選挙結果は 2 票差であったが、面接調査の結果は、サレッ 73, マナット 54 であった。これは、すでに村長になっているサレッに対する配慮からこのような結果が出たことも考えられる。ムスリムでサレッを選んだものが 77.8%, マナットが 22.2%, 仏教徒でサレッが 37.5%, マナットが 62.5% であった (表 8)。このときの選挙方法は候補者の番号をくじで決め、選挙用紙の数字を選んで無記名で投票するやり方で行われた。

T 村の村長選挙では、村民による候補者の

表 8 T 村の村長選挙の投票結果

	ムスリム	仏教徒	計
サレッ	49 (77.8%)	24 (37.5%)	73
マナット	14 (22.2%)	40 (62.5%)	54
計	63	64	127

ムスリムと仏教徒の関係の捉え方が 1 つの焦点となっている。サレッの立場は政治活動の上でもイスラム色を強めるという新しいムスリムの立場にたち、一方マナットの立場は政治と宗教を分離して捉え、日常生活におけるムスリムと仏教徒の共生を前提とした伝統的なムスリムのあり方を示しているといえられていた。しかし、この村長選挙においてはサレッは宗教を前面に出すことはしない。仏教徒がこの選挙においてサレッに投票した理由が「もしサレッが村長になれば寺へ入る道をつけてあげるといったから」という言葉で表わされることから、サレッが実質的利益を提供するという戦略をとったことが窺える。一方、マナットに投票した仏教徒は理由として「マナットは社会にとけこむことができる」「マナットは偏らないムスリム (kheek saakon) だ」「マナットは話のわかる人だから」といったマナットの宗教的中立性をあげる。ムスリムの中にも選挙時には公けに掲げられることはなかったが、サレッの宗教を政治に持ち込む立場に懸念を示し、それは村を分裂させるだけだとして「宗教は我々のこと、政治は全ての人のこと」と、マナットを支持する声もある。サレッの立場への反発はサレッが具体的公約を示すことのできなかつた区長選挙において鮮明に現れる。

3) 区長選挙

① 区長選挙にみられるムスリム—仏教徒関係

区長選挙は現在までに 2 度行われている。初めての選挙は 1978 年の第 6 代区長を選ぶ選挙であった。当時、区はまだ 2 つにわかれる以前で、マガン運河の南側のコンクラーンの 4 つの村と北側の現在のトゥンプラン区の 5 つの村からなっていた。立候補者は 5 人でコンクラーンから 2 人のムスリムの村長が、トゥンプランから T 村の仏教徒のスイット、S 村のムスリムのチャーリー、B 村の仏教徒

のウィトゥーンが立候補した。有権者はコンクラーンの住民がほとんどムスリムであることから、圧倒的にムスリムが多かった。

選挙の結果、仏教徒のスイトが区長に選ばれた。スイトは村長 12 年目のベテランであり、前区長が停年に達して選挙が行われるまで 5-6 カ月間、区長の業務を代行していたという。スイトは「昔はまだムスリムと仏教徒は党派に分かれてはいなかった。(宗教に関係なく) 政治的リーダーを選んだのだ」という [( ) は筆者]。同様のことを 1967 年に B 村で圧倒的にムスリムが多いなか、ムスリムの立候補者と競って村長になった仏教徒のウィトゥーンも「当時は仏教徒とムスリムということは選挙には関係がなかった。自分も昔選ばれたから村長になれた。今、選挙があったら駄目だっただろう。これからはどの村でも同じだ」という。こうなった原因を、ウィトゥーンは「今は小学校でもイスラム教を教える教師がいる。何をやってもアロッフ (アッラー) ばかりだ。昔は仏教徒もムスリムも同じ様なものだったのに」という。1978 年当時、宗教的要因は選挙において重要ではなかったと思われる。

1987 年 7 月 17 日、第 6 代区長の停年をうけて区長選挙が行われた。有権者数は M 村で 363, T 村で 190, B 村で 199, N 村で 148, S 村で 212, 合計 1,112, うち投票数は 859 で投

票率は 77.2%であった。M 村と T 村でムスリムと仏教徒が均衡している以外は B 村, N 村, S 村では 85%以上がムスリムである。

立候補者数は当初 4 人だった。M 村の仏教徒のアルン (すでにリコール運動の発生した後である), T 村のムスリムのサレッ, B 村の仏教徒のウィトゥーン, S 村のムスリムのチャーリーである。のちウィトゥーンは立候補を取り下げた。仏教徒の票をアルンと取り合って共倒れになるのを避けるためだ。「この区はムスリムが多い。彼らはムスリム (の区長) を欲しているに決まっている。(仏教徒が) 二人も立候補すると駄目なのはわかっている。だからアルン村長に権利を譲ったのだ」という。これでアルン, サレッ, チャーリーの 3 人の村長によって区長選挙が競われることになった。アルンは村長になって 11 年目, サレッは 3 カ月目, チャーリーは 9 年目である。

投票は投票用紙を使った方法で、B 村の小学校で行われた。開票は午後 3 時に投票を締め切ってからその場で行われた。多くの村人が見守る中、郡の役人が番号を大声で読み上げ、それを見物人にみせると同時に黒板に記入していく。番号は事前にくじ引きで決められ、立候補届けの順番とは関係ない。このとき 1 番はアルン, 2 番がサレッ, 3 番がチャーリーであった。投票結果はアルン 286 票, サ

表 9 区長選挙における M 村での投票結果

	ムスリム	仏教徒	計
アルン { M 村 仏教徒	37 (31.4%)	122 (90.4%)	159 (62.8%)
チャーリー { S 村 仏教徒	70 (59.3%)	10 ( 7.4%)	80 (31.6%)
サレッ { T 村 仏教徒	11 ( 9.3%)	3 ( 2.2%)	14 ( 5.5%)
計	118	135	253

表 10 区長選挙における T 村での投票結果

	ムスリム	仏教徒	計
アルン { M 村 仏教徒	7 (11.7%)	23 (41.1%)	30 (25.9%)
チャーリー { S 村 仏教徒	17 (28.3%)	32 (57.1%)	49 (42.2%)
サレッ { T 村 仏教徒	36 (60.0%)	1 ( 1.8%)	37 (31.9%)
計	60	56	116

レッツ171票、チャーリー317票、無効票85で、チャーリーが31票の差をつけて区長に選ばれた。

M村とT村のムスリムと仏教徒の投票動向を見てみたい。

・M村での投票結果

M村では表9のようにムスリム118、仏教徒135で合計253の回答が得られた。ムスリムではアルン37(31.4%)、チャーリー70(59.3%)、サレッツ11(9.3%)、仏教徒ではアルン122(90.4%)、チャーリー10(7.4%)、サレッツ3(2.2%)であった。

区長選挙では、M村ムスリムのムスリムの候補者への得票率が1965年の村長選挙の時に82.1%、1976年の村長選挙の最初の候補者サンの時で86.1%だったのに比べ68.6%と低くなっている。一方、仏教徒の仏教徒の候補者への得票率は1965年の村長選挙では97.0%、1976年の村長選挙では97.5%であったのに比べて、90.4%と低くなっている。区長選挙においては村長選挙よりも同じ宗教の候補者へ投票する傾向が総じて薄められ、同村内の候補者に投票する傾向や村長への不満といった他の要因の影響が考えられる。

・T村での投票結果

T村では表10のようにムスリム60、仏教徒56で合計116の回答が得られた。ムスリムではサレッツ36(60.8%)、チャーリー17(28.3%)、アルン7(11.7%)、仏教徒でサレッツ1(1.8%)、チャーリー32(57.1%)、アルン23(41.1%)であった(表10)。

区長選挙がT村の村長選挙のわずか3カ月後であった事を考えてみると、仏教徒の票の動きは興味深い。村長選挙の時に穏健派のマナットよりも急進派のサレッツを選んだものは37.5%もあった。それが区長選挙ではサレッツを選んだものはわずか1人、1.8%にすぎない。このことは村長選挙の時にサレッツの示した具体的な誘引ゆえにサレッツに投票したも

の、その誘引が作用しない区長選挙においてはサレッツを支持する仏教徒は非常に少なかったということを示しているとおもわれる。また、仏教徒の候補者に投票した仏教徒は41.4%にすぎない。T村の仏教徒の投票行動は候補者の宗教よりも、候補者の個人的資質に対する判断により強く規定されていると言えよう。独裁的であるというアルンの評判は、この前年のリコール運動ともあいまってマイナスの要因となっていたと思われる。しかし、宗教が投票行動に関係しないのではない。選択の基準は候補者の属性としての宗教ではなく、ここでもT村の村長選挙の時と同じく候補者のムスリム—仏教徒関係の解釈の仕方であった。チャーリーを選んだ仏教徒は57.1%のぼるが、その理由として「チャーリーは(ムスリムと仏教徒の)中間に立つ人(khon klaang)だ」「仏教徒ともうまくやっているとだ。彼は仏教徒を嫌がってはいない」ということをあげる。こうした言葉はひるがえってサレッツを選ばなかった理由を示しているだろう。

T村のムスリムのサレッツへの得票率が60.0%にとどまったマイナス要因としては、サレッツへの穏健派ムスリムの反発と共に、チャーリーとの比較の上でのサレッツの経験不足に対する不安をあげることが出来るだろう。しかし、ムスリムからの得票率に影響したと思われるもう一つの原因が考えられる。それはムスリムの集団としての票の操作である。

②ムスリムの政治的関わりの変化

区長選挙の投票日はちょうど金曜日だった。B村にあるモスクにはT村とB村のムスリムが集まる。ここは金曜日の礼拝日にはM村のモスクとは異なり、常時60-70人は集まりモスクがいっぱいになる。この日も大勢のムスリムが正午には集まってきた。

午前中の投票の様子を見てモスクに集まっ

たムスリム達はアルンの票が伸びていると感じていた。サレッはすでにこの時点でもう勝ち目はないと判断された。このままでいくと仏教徒のアルンが区長になる可能性がある。そこでサレッの票をチャーリーにまわし、ムスリムの票をチャーリー1人に絞ることにした。このムスリムの団結によりアルンは31票差でチャーリーに破れたのだという。

はたして結果を逆転させるほどの票がサレッからチャーリーに流れたのかどうかはわからない。しかし、ムスリム達の「ムスリムの区長」を誕生させようという意志決定が集団として行われたことは重要なことである。前回の区長選挙においては、区が2つに分けられる以前でムスリムの比率はさらに多かったにも関わらず仏教徒の区長が選ばれている。1978年から1987年の間に、ムスリムの政治への関わりは変化しているとみることが出来る。言葉を変えると、ムスリム—仏教徒の対立の枠組みが政治の場で意識化され操作されるようになったといえるだろう。こうしたムスリムの変化が、サレッのような新しいムスリム・リーダーの出現を受け入れる地盤となっている。

もっとも投票日がムスリムの礼拝日の金曜日であったことは偶然であった。ムスリムはわざわざ集会を開いて意志決定をしたのではなかった。「もしこの日が金曜日でなければアルン村長が区長になっていたかもしれない」とB村のウィトゥーン村長は言った。

今回の区長選挙の結果は、区内のムスリムと仏教徒の比率をほぼ反映して、仏教徒のアルン37.0%、ムスリムのサレッとチャーリーを合わせて63.0%であった。しかし、M村とT村の投票内容から見られるように必ずしも仏教徒が仏教徒へ、ムスリムがムスリムへ投票したわけではない。結果的にチャーリーが区長になったのは、チャーリーがムスリムの票だけではなく仏教徒の票も集めたことによ

る。ムスリムと仏教徒が混住する区においてはムスリムの立場を強調するサレッの姿勢よりもムスリムと仏教徒の共生を前提としたチャーリーの柔軟な姿勢の方が有利であったと言えるであろう。チャーリーは「政治と宗教は別のものである、区長の役割は人を治めることである」と言い、区長になった後は仏教徒の祭りには寺へも顔を出すし、仏教徒の葬式にも参列する。

### III 村長のリコール運動

前章ではリコール運動の起こった政治的土壌となる村落政治とムスリム—仏教徒カテゴリーの関わりを示すため、リコール運動の前後にまたがる村落レベルの選挙の動向について述べた。本章ではリコール運動の発端から終焉に至るまでの過程で、ムスリム—仏教徒カテゴリーがいかに事件の展開に関わっていたのか、その対立の枠組みを告発者と事件を処理する郡当局がいかに捉えていたのかを検討したい。

M村のアルン村長のリコールを要求する約200人の村民が郡役場まで車7台を連ねてデモ行進したのは1986年5月6日のことである。デモに参加した村民のほとんどはムスリムであった。そのデモ行進は一見したところ仏教徒の村長に対するムスリム住民の拒否の意志を表明しているかのように見えた。しかしこの政治行動はそもそも他村のムスリムのM村村長個人への不満に端を発している。それはT村にあるムスリムの墓地の木をM村村長が無断で伐採した事をきっかけとしている。

#### 1 リコール運動の発端

T村のムスリムの墓地にある木がアルン村長の命令で伐られたのはデモから十数日前のことだ。その木は墓地を囲った針金の柵のす

ぐ内側にあるが、隣接する田とのちょうど境目にあり境界の目印として役だっていたフタバガキ (mai yuug または mai yaag) の大木だった。太さはバイクの車輪よりも大きかったという。

この木を伐る前日には墓地の道をはさんで反対側の森から 1 本伐っている。現場のすぐ近くに住む T 村のムスリム、マナットは前日にこの木を伐るのを見ていたから区長 (当時は T 村のスイット) に墓地の木は伐らないように、問題が起きるからと念を押しておいたと言う。木の伐採にかかわっていたのは T 村の寺の僧や仏教徒、それに S 村のきこりのムスリム、サムムである。アルン村長も現場へでかけていた。1 本めの木を伐る日の朝、アルン村長が寺を訪れて木材を寺へ寄付すると言った。そこで午後から僧達が出かけたと言う。サムムのところにはその翌日墓地の木を伐るよう村長が言いに来た。区長も 1 本目の木を伐るときには立ちあっていた。こちらの木は区長が以前口頭で郡から許可を取り付けていた。

墓地の木を伐った日には区長は郡役場に朝から行っていた。昼ごろアルン村長が郡役場に現れて、墓地の木を伐ったことを区長に告げた。区長は驚いて、これは大変だ問題が起ると心配したが、村長は「公共のものを建てるのに公共のものを使うんだ。何で悪いもんか」と平気だったと言う。ところが区長が郡役場から村へ帰ってみると案の定、道端にムスリムが大勢集まって墓地の木が伐られたことを話し合っていた。第一発見者は B 村のムスリムで、墓地の木が伐られていることを T 村のムスリム達に告げた。サレッをはじめとする T 村のムスリム達は連れだつて見に出かけた。そこでは僧が倒れた木に電動鋸をかけており、村長は倒れた木に腰掛けていた。サムムは側に立っていた。「誰が木を伐ったのか」と問いかけたが誰も答えなかった。

その日のうちに M 村のムスリムのところへも知らせが入った。

その夜、T 村と B 村のムスリムの集まる B 村のモスクでは礼拝が終わった後会議が開かれた。郡の役人が 1 人、及び僧と区長も参加した。アルン村長もモスクに来て過ちを認めるようにと呼び出されたが来なかった。僧は、自分が木を伐ったと認めた。しかし、村へ来てまだ 3 カ月しかたっていない、そこがムスリムの墓地だとは知らなかったという言い分が認められ、僧に関しては罪を問わないことで合意がなされた。このとき、誰が木を伐るように言ったのかは僧も口をつぐんで言わなかった。

翌日、ラグーへ県のイスラム委員に墓地の木の伐採について相談するために T 村のサレッが送られた。この委員は現場を見るため墓地へやって来たが、その後どうなったかははっきりわからないという。この人から県に知らせが入り、県から郡に連絡がいったのかもしれない。郡長が連絡もしないのにモスクへやってきた。そこで第 2 回目の会議が開かれた。この時僧も証人として再びモスクへ呼ばれた。アルン村長も呼び出したがやはり来なかった。郡長は妥協案としてムスリムが半分、寺が半分とるよと言った。しかしムスリム側としてはこの提案を受け入れるわけにはいかない。モスク委員会はこの提案を拒否した。「もともと我々は人が伐ったものを横取りするようなことはしない。しかしこの木は寺へ渡すわけにもいかない」。この日はものわかれに終わった。郡長は「木を伐るよう指図した張本人を捜し、その人に過ちを認めさせる」と約束して帰った。会議は午後 8 時頃から 3 時間以上も続き 12 時近くになって終わった。

この時 T 村、B 村のムスリムはまだデモのことなど何も考えてはいなかった。ただムスリムの墓地から何の許しもえず勝手に木を伐

るように指示した人に過ちを認めさせ、謝罪させたかただけだと言う。しかし村長は自ら過ちを認めず、僧にその罪をかぶせた、と言う。その後、郡長からは何の連絡もない。T村のサレッ他3人は郡の森林課へ訴えたが、受けつけられず警察へ行けと言われた。警察へ行くと訴えはまた受けつけられなかったが、5-6人が車で現場を見に来た。しかしそれも帰って行ってそのまま音沙汰なしだった。

ムスリムにしても「本当にムスリムの墓地の木を伐ったことは誤っているのか」ということに確信がもてなかった。だからサトゥーンのダ・ト・ユティタム<sup>22)</sup>(イスラム裁判官)にもサレッが手紙を書き「イスラム法にてらしてこの事件はどの項目について誤っているのかを教えて欲しい」と問い合わせたが返事はなかった。ついにヤラーの南部国境県行政センターに車1台をチャーターして出かけた。人数は約15人ほどで経費はすべて自分持ちだった。M村のムスリムもカーオ、イマム、ドン<sup>23)</sup>の3人が参加した。郡も警察もこの事件を受けつけてくれないと訴えた。ここでようやく墓地の木をムスリムの許可なく伐採することは誤っているという確信が得られた。しかし、これもここで途絶えてしまった。

この行き詰まりの状態が、急激な展開を見せ、デモへと突き進むのは、区内のムスリムが年に一度集まって区の3カ所の墓を巡るチャロ・クボー<sup>23)</sup>の日からだ。毎年区内の3つのモスクがまわり持ちで主催者となる。

22) 南部国境4県のみ各2名配属され、婚姻、相続について原告、被告共にムスリムである場合はイスラム法の適用が認められている。

23) これは前年の1985年からB村の元イマムの提唱で始められた。1986年のチャロ・クボーがいつ行われたのか正確な日時を知ることができなかったが、デモの数日前であったようだ。

1986年はM村のモスクの主催で参加者は100人以上にのぼった。朝9時頃M村の墓地でコーランを読みあげた後、モスクに戻り菓子が振舞われた。その席で墓地の木の伐採の件が話題となった。T村のムスリムから経過が報告され、全ての試みが失敗に終わったことが伝えられた。現場となった墓地はM村の墓地が手狭になったため、スイットが区長になって2年目(1979)に郡から許可をとってムスリムの墓地とした所である。この時、M村のムスリムは事件のことは知っていたが、直接関わっている人はまだ少なかった。T村のムスリムの話聞いて、M村のムスリムからは村長はこんなこともしたと次々に不満がでてきた。そこで、これを合わせて問題にしたらどうだろうかという話になった。しかしまだこの時点では方法は考えていなかった。デモはこの日から4-5日後に行われたのだ。

この日のモスクでの話合いをB村のムスリムの1人がまとめて告発文を書き上げた。その署名はM村の村民となっているが、じつはM村の誰もこの告発文を見たことがないのだ。告発文は郡長宛に官庁文書のマークであるガルダ(khrut)の印刷の入った広い封筒に入れて郡に届けられた。しかし、郡長は病氣治療のためすでにバンコクへ発った後だった。

デモ行進することを思いついたのはB村の元イマムの息子で現在は隣のナートーン区に住むハークだ。それはデモのほんの2-3日前だった。彼はそのためにもまず肝心のM村の村民を組織する必要があると考えた。そこでサン、カーオ、マジャーブなどM村ムスリムの家を訪ねてまわった。村長に不満をもってはいたが、それをどのように行動にうつしてよいかわからなかった彼らはハークの案にとびついた。ハークは続いてデモを側面から援助する他村のムスリムにこの思いつきを話

してまわった。いよいよ実行となるとデモについての知識のある人が必要だ。そこでナートーン区のクウェーンに協力を要請するため、M村のサン、カーオ、マジャーブやT村のサレッ達10数人が訪ねた。クウェーンは国会議員チラユットの運動員であり、これまでに2回デモの経験をしている。<sup>24)</sup>この知識を活かしてクウェーンが実行にむけて計画をたてた。ハークの弟イートはトラン県に住んでいたが、弁がたつのでB村のムスリムがサレッの協力要請の手紙をもって訪ね、デモの前日に呼び戻された。

デモの前夜にクウェーンの家で最後の会議がもたれた。そこでクウェーンは「本気で戦わなければいけない。何日何晩かかっても最後までやりとおせ。どのような脅しがあっても恐れることはない。民主主義の世の中だ」と檄をとばした。この日決めたことは、住民を率いて郡役場に行くこと、署名をもって行くことの2点だった。チラユット議員にはクウェーンが前日、「明日デモをするからこれたら来てくれ」と連絡しておいたという。

村長のリコール運動のそもそもの発端は、T村のサレッらを中心としたムスリムの仏教徒であるアルン村長に対する積極的な抗議行動にある。スイット区長は村長が木を伐った日に郡役場から帰りに出会ったムスリム達に「もし(スイット)区長なら問題にしない」と言われている。「(T村のムスリムはアルン村長に関しては)事を起こすきっかけを捜していた。ムスリム達は何かというところと団結する。このムスリム達は問題を起こすグループなのだ」と区長は言う。1986年のリコール運動が

起こった時点では、1987年の村長も兼ねる区長の停年を控え村長選挙にむけてT村では票をめぐる駆け引きが行われていた。サレッがその中心である。デモの時に他村に住んでいたB村モスクのイマムの息子イートを呼び寄せるために出した手紙の中でサレッは次のように書いている。「T村では今までムスリムと仏教徒の間は問題なくやってきた。ところがスイット区長の停年を目前に控え、新たな村長を選ぶ選挙の前に、ムスリムと仏教徒の間を分裂させようとする動きがある。アルン村長がT村の仏教徒を唆し分裂させようとしているのだ」。サレッは隣村の仏教徒のアルン村長をT村の仏教徒の票を離反させる潜在的な敵として目していたことがわかる。ムスリムと仏教徒の対立の枠組みはむしろサレッらによって政治の場に持ち込まれたと考えられる。

## 2 デモ当日

デモがいつ行われるかということをもM村の住民が知ったのはほとんどの人がその前日である。なかには当日車が迎えにきて初めて知りそのまま参加した人もいる。

実際に歩いてデモ行進するのは村から14km先の国道に出たところから郡役場までの2kmの道のりである。村から国道に出るのに数台の車が使われた。そのうち1台はM村の炭焼場の持ち主で仏教徒のSの所有する車であった。Sは当時村長とSの持ち船を運河の浅瀬に乗り上げて修理していたことで、土地が崩れると村長にとがめられ不仲になっていたという。Sはさらに米2袋を差入れて協力した。M村の仏教徒のなかにも当日のデモには参加しなかったが、車代を寄付するなどして援助した者もある。残りの車はT村のムスリムやクウェーンが手配した。布でつくった垂れ幕や紙に書いたプラカードも用意した。「アルン村長へ抗議する」「アルン・ア

24) 初めての経験は、1984年のラ・グーで2回目は1985年のサトゥーン市である。2回目は国会でも問題になった小学校への仏像設置反対デモでチラユットの指導のもと3,000人余りがモスクに集まり座り込みをした。この時、食事係、保安係など役割分担をして計画的にデモを行い、ついに要求を貫徹させた。

ンスカンチャナクン村長、我々は村長であって欲しくない」「辞職せよ」などと書かれていた。国旗もカーオの家から持ちだして掲げられた。

9時に国道に集合し、そこから郡役場にむけて行進した。デモ隊のちょうどまん中辺りに車をいれ、その上からマイクで呼びかけたのはクウェーンである。クウェーンはM村の村民でないにもかかわらずM村村民の代表に選ばれていた。この時多くのM村の村民はピクニック気分ですりに乗りワツとくり出したという。行く気のなかった人まで、さあさあ乗ってと誘われ車に乗り込んだ。他の郡からも噂を聞いて見物人が集まった。実際にデモ行進に参加したのはM村の住民よりもむしろ他村のムスリムの方が多かった。その数は200人とも300人とも言われるがそのうちM村住民は100人ほどであった。国道では治安維持のため警官が待機していた。普段はトゥンプラン区には4人の警官が配置されているが、常駐しているのはT村に住む仏教徒の警官1人である。デモの前日、デモの噂を耳にしたこの警官は無線で「ムスリム墓地の木を伐った事件にムスリムは不満を抱き、そのため明朝デモが行われるもようです」とトゥンワーの警察に連絡を入れた。しかしトゥンワーでは今までにないことだから半信半疑であった。それでも翌朝8人の警官を国道に配置したが、当日デモ隊が警察署の前を通りすぎてはじめて本当だとわかり、慌てて県へ連絡を入れたという。

10時過ぎにデモ隊は郡役場に到着した。驚いたのは郡当局である。直前までは全く情報が入っていなかった。とりあえずデモ隊を建物の横の大会議室に連れ、冷たい水を出した。郡長は数日前からバンコクへ出かけたままで、ここでの最高責任者は数少ないムスリムの役人であるモントリーであった。モントリーは、冷たい水でも飲んで落ち着いてもら

おうと思った、という。「私はマイクをもってこさせてデモ隊に話させた。それを目をつむって聴きながら壁にすがって落ちて落ちて落ちて、と自分に言い聞かせた。さてどうしたもんだらう。なにせ郡の責任者なのだ」。その時マイクをもった村人が「皆さん、まもなく我らの国会議員に会うことができます」といったので、モントリーはチラユットがここへ来ることを知った。モントリーは言う。「チラユットに民衆の前で話させ扇動されて問題が大きくなっては大変だ、と思い郡の表に出てチラユットがくるのを待ちかまえた。そしてやってきたところを捕まえた。デモ隊が到着して1時間ほどしてだろうか。チラユットは仲間2人と一緒に3人で乗用車に乗ってやってきた。彼らを人が集まっている会議室の方へはいかせずそのまま郡役場へあげて、しゃべらないでくれと頼んだ。チラユットも受け入れてくれた」。モントリーとチラユットは以前からの知合いであった。

会場でもマイクをもって最初に話したのはクウェーンで、続いてM村のカーオが話した。「M村の村長にここに団結して抗議する。村長は公正でない。公共の土地30数ライを自分のものにした。許可なく墓地の木を伐った。村民はもはやこの村長をいただいているわけにはいかない」。カーオに続いて次々と人が立って話した。郡の資料には次のようにある。「集会は告発文を郡役場に提出し、村長リコールを3時間以内にするとし、もし要求が入れられなければ絶対に解散しないとした」。「集会の代表及び民衆は村長を約12:00に至るまで告発し、些細な宗教上の問題を介入させた。その後、告発文を提出した」。

チラユットは昼頃になって人々が空腹になったのを見て800バーツだし、これでクウェーンは菓子や蜜柑を買ってデモ隊に配った。クウェーンは言う。「もちろん全員が満足するほど食べれるというわけにはいかない。

それでも蜜柑 1 つでも食べればよい。もしみんながバラバラに食事に出かけたりして途中で抜けるとエネルギーが分散してしまう。ここで何日でも粘るつもりでやらなければ」と。郡の資料にも「デモ隊は米を準備し、その他おかずも揃えていた」とある。米は S がくれたものがあつたし、魚の差入れもトゥンワーや近隣の住民から差入れることになっていた。

昼過ぎになってようやく、デモ隊から代表を出して郡役場の 2 階に上がるように言われた。「12:00-13:45 委員会は会議を開き解決策を検討した」「13:45-15:00 代表と参加者及びチラユット氏を含めて交渉し、合意に至った」(郡資料)。この時代代表として郡役場に上がったのはクウェーン、T 村のサレッ、M 村のケオ、サン、カーオ、マジャーブ、それにチラユットの 7 人だった。しかしチラユットは「出来事の成行きを見るため」に同席したのであるから口ははさまなかった。合意はクウェーンによると次の 2 点でなされた。

- ・以後デモは行わない。
- ・全ての事項について村民の要求にしたがって最後まで実行する。

この時、前日に大急ぎで集めた署名も提出した。ところが郡役場で住民票と照合した結果選挙権を持たない 20 歳以下のものの名も含まれていたため署名はやり直しとなった。

デモ隊は 13:40 解散した。この頃にはピクニック気分で出かけてきた大部分の M 村の住民も空腹と疲れのため帰りたがっていた。持参した米や差入れられるはずの魚は使われずじまいだった。T 村のサレッは苦々しげにいう。「まるでお菓子を買いにいったか

のように郡役場へいき、はいどうもと帰ってしまった。M 村の奴らは、今日一日仕事もしないで無駄な時間を過ごしてしまった、とぶつぶつ文句を言い始める有様だ」。

### 3 デモ当日の郡の対策

デモのあつた夜、何人もの郡の役人が M 村のデモ参加者の家を訪れリコール要求を取り下げるよう説得に当たった。そのうちタンボン(区)評議会(saphaa tambon)<sup>25)</sup>の村の代表者であるムスリムのケオの家に宿泊していった者もある。ケオはタンボン評議会を通じて役人とも顔見知りであった。ケオがこのデモに関わつたのはデモの当日のみであり、デモのことを知つたのもその前日であった。デモの話をするときも「楽しかった」を何度も繰り返す。役人の説得によりケオはあっさりと手を引き、その後に集められたリコール要求の署名もしなかった。当日の対応からみても当初から郡当局は積極的にリコール運動を抑える方向で動いていたことがわかる。

### 4 村長リコールの署名

#### 1) 署名集め

デモの後、村内で再び署名集めが行われた。中心になって動いたのが、サン、カーオ、マジャーブ、イマムであった。この時ある噂が流れた。「もし署名をすれば(警察に)捕らえられる」というものであった。これは村長が村のある女性を通じて広め、村人に脅しをかけたのだ、と M 村のイマムはいう。多くの村人にこの噂が行き渡り、「女達は法律のことも何も知らないので恐れてしまった」(イマム)。村長の弟のすぐ向いに住んでいる仏教徒の老夫婦も当初署名に名を連ねていたが、イマムがもう一度署名をもらうために訪ねていくと、家はもぬけのからだった。彼らは少し離れた場所に、水田をつくるためのかけ小屋をもっていた。署名をとりに人がやって来

25) 1956 年に設置された区レベルの評議会。区長を長とし、タンボン内の村の村長、各村から 1 名ずつ選出された代表、区内の小学校の教師 1 名、区常駐の医師から構成される [Prayat 1980: 49-52]。詳しくは [北原 1990: 403; 赤木 1987: 175-187] 参照。

ることがわかると恐れてその小屋へ逃げだし、何日も村へ帰ってこなかった。「面倒に巻き込まれるのはいやだった。どちらの側ともよい関係なのだ」と老人は言った。

結局、署名を提出するまでにかなり時間がかかった。しかも、多くは以前集めた署名を使ったようだ。例の老夫婦の署名も残っていた。署名数は集めた側は174とも181とも言い、半数より多かったと主張する。郡の資料には署名数は154で、8月18日にマジャーブが署名を提出したとある。郡の本格的な調査はその署名を待って行われた。調査を始めるのが遅れたもう1つの理由は7月27日に行われた国会議員選挙であったとの報告もある。5月6日のデモの当日姿を現したチラユットはこの選挙運動の真っ最中だったのである。

## 2) 郡の署名調査

郡の調査は3回にわたって行われた。9月3日に次の文書で調査委員を任命している。

トゥンブラン区のM村の村長アルン・アンスカンチャナクン氏は村長としての振舞いが適正でなく、権力を用いて村人を抑圧していると告発され、村民にリコールを要求されている。

よって告発された者に公正を期する(khwaam pen tham) ため郡は次のように委員を任命し、先に述べた告発の内容が正しいかどうかの事実関係を調査する。

- 1 告発者の資格調査を行う係
- 2 事実関係の調査を行う係

1回目はM村の小学校で行われた。この時の査問には郡の役人が2-3人、区長及び告発されたアルン村長も同席して行われた。リコールの署名をした村人は1人ずつ呼び出されて部屋へ入り2点について質問を受けた。署名が本人のものかどうかを確かめた上で署

名をした者は本当に村長をリコールしたいのか否か。村長が不正を働いたことは本当かどうか。この時査問を受けた村人は10人に満たなかった。村長がいる前で1人ずつ質問されるころへなど誰も行きはしない、と村人は言う。区長は「村長は言い出したら聞かない人で、村人からも文句が出なかったから居させたのだ」という。

翌週の金曜日に、今度はモスクで2回目の査問が行われた。この時は、警官3人、郡の役人3人、計6人がやってきた。今度も村長が同席するときかなかった。その時の状況をイマムは次のように話す。「村長がいたのでは誰も話はしない。役人は何人もしないうちにみんながしゃべらないので村長に出て行ってくれと言った。それでも村長は出て行かなかった。話しにくいので役人のほうが出て外のワーの木の下で査問をする羽目になった」。それでも村長は帰らずその辺りをうろうろしていた。やがて役人達はモスクから村のなかへ散り散りになって査問に出かけて行った。女達はほとんどモスクに来ていなかったからだ。役人の1人はモスクにとどまって査問をつづけた。イマムもそこで査問を受けた1人である。<sup>26)</sup>

3回目は役人が個別訪問して調査を行なったようで村人の記憶にはない。

26) その時村長が壁の外で立聞きしているとは知らず、村長の過去の素行をすべて語ったという。その日の夕方、イマムが村長のエビの養殖場の近くにある田へ仕事に出かけた時、村長がイマムに呼びかけた。「イマム、ちょっとこっちへ来てくれ」。イマムは言われるままに村長の養殖場的小屋に入って座った。そこで村長に「全部聞いたぞ」といわれ、初めて立聞きされていることを知った。イマムと村長は「もしイマムが村長の土地に一步でも足を踏みいれたら、村長はイマムを殺してもいい。そのかわり村長がイマムの土地へ一步でもはいたらイマムは村長を殺してもいい」と約束を交わしたという。

10月10日の郡の報告には次のような調査結果が出されている。

村長のリコールを求めた署名の名前にしたがって75名の調査を行なった。

- |                  |      |
|------------------|------|
| 1 本当に村長をリコールしたい者 | 45人  |
| 2 村長をやめさせたくない者   | 30人  |
| ① リコールに署名した者     | 156人 |
| ② 選挙権のある者        | 337人 |
| ..... 略 .....    |      |

3 よって村長リコールの申し立ての件は署名をした者がM村の村長選挙の選挙権を持つ者の半数に満たないという事実が判明した。

郡当局はここまでで署名にしたがった調査を打ち切る。すでに半数に満たないと判明した以上はこれ以上の調査は必要ないと判断したためである。<sup>27)</sup>

3)署名からみたりコール運動参加状況

郡の資料として残っている署名数は164であった。この内訳はムスリム127, 仏教徒27, 不明10である。不明者は筆者が滞在した1987年から1988年にかけてはすでに村にいなかった者である。署名のうち10名の名前の上に棒線が引かれていた。これを除外するとムスリム118, 仏教徒26, 不明10の計154<sup>28)</sup>で、仏教徒は署名した者のうち16.9%以

上を占める。

また、郡が査問を行なって署名者の真意を確かめた75人のうち、ムスリムは69, 仏教徒は6であった。このうち村長をリコールしたいと答えたのはムスリムで43, 仏教徒で2の計45人である。リコールしたくないと答えた者はムスリムで26, 仏教徒で4である。リコールしたいと答えた仏教徒のうち一人はサンの異母兄弟であるといわれている人である。もう1人はムスリムで結婚により仏教徒となったが、夫が服役中のためリコール運動の後の1987年に再びムスリムに戻った者である。

こうしてみると、当初リコール運動に参加していた仏教徒は後にはムスリムと強い個人的関係を持つもの以外は運動から抜けている。また、最後までリコール運動に参加しているムスリムはナイ・バーンのムスリムとフア・レームのダムの親族がほとんどであり、ここでも1976年の村長選挙の時と同様のムスリム内部に派閥がみられる。

提出された署名を撤回した者が多かった理由の1つは、リコール運動が村民の合意の上で計画的になされたのではなく、突発的に起こったことであろう。リコールの署名はデモの前日から数日間のうちに集められたものが多く、参加するかどうかの意志決定は非常に短期間に行なわれた。署名は日頃村長に不満を持つ者の不満の表明であり、選挙の時のように誰を村長にするかといった選択を行なったわけではない。そのため、後に署名を撤回したあるムスリムが次のように口にするような不安がリコール運動が長期化するにしたがってあらわれてきた。「しかし実際に村長がやめた後いったい誰が村長をやれるのか、という問題がある。これという人がいない。

27) 村長の解任は次の場合に行われる。  
 ①村長が立候補の資格を失った場合、及び60歳になった場合  
 ②死亡した場合  
 ③辞職が認められた場合  
 ④村が廃止になった場合  
 ⑤3カ月以上村を離れた場合  
 ⑥犯罪を犯した場合  
 ⑦村長の選挙権を有する村民の半数以上がリコールを求めた場合  
 ⑧村長としての義務行為の怠慢、もしくは能力不足とみて県知事が辞職を命じた場合  
 [Yaar 1975: 189-190]

28) 区の報告書には署名数156とあるが、資料として残っている署名数は154であった。

誰に聞いてもいい考えは浮かばない。わしが恐れるのは、村長が替わり前の村長よりひどくなることだ。この村長はえこひいきはするが仕事は出来るから」。

もうひとつの理由はデモが起こったときには日常生活とは異なった祭りの時のような興奮状態にあったが、運動が長引くことで再び対立をさけようとする日常生活での態度を取り戻したことがあげられよう。特に相手が告発文にもあるように権力を持つ村長であればなおさらである。デモの当日、およびその後の経過を見てもリコール運動の当事者であるはずの M 村村民は、他村のムスリムに主導され、積極的に活動した M 村村民は数人のムスリムに限られている。デモを指導した T 村ムスリムと M 村村民のもう 1 つの大きな違いは、M 村においては村長リコールの原因としてムスリムと仏教徒の対立は取り上げられていないことである。このリコール運動は宗教間対立の枠組みを基点とした他村のムスリムが、M 村村民の村長に抱く不満の上にうちだした政治的行動の回路であるとみることができる。ゆえに告発文においても両者の主張は融合されることなく並列されている。

## 5 告発内容と郡の事実関係調査

### 1) 告発文

デモの当日、郡役場に提出された告発文の内容は次の通りである。これはデモの前日の 1986 年 5 月 5 日付けの「村民が M 村村長のリコールを要求する件について」と題した郡の資料から得られたものである。

M 村の住民は村長に不満をもっている。村内の住民に権威 (itthiphon)<sup>29)</sup> をふるい、村民を苦しめていることから、この村長自身に不満を持ち、ここにこの村長を 3 時間以内にリコールするよう当局に要求するものである。この村長が権威 (itthiphon) を

ふるい M 村の村民及び近隣の村民を苦しめているからである。

- 1 村の O. Pho. Po. (開発自衛村落計画) の援助金 3,000 バーツを新聞読み場の設置のために持ち出したが、建設がいまだに終わっていない。
- 2 公共用地であるカオ・タナーンのエビを捕獲して売り、村の発展のためにタンボン会議に収益金をおさめていない。
- 3 権力 (amnaat) を用いて村民を脅し、多くの者を殴りつけた。
- 4 カオ・タナーンを爆破し、個人的利害のために用いた。
- 5 権力 (amnaat) を用い、公共のものであるムスリムの墓地の木を欲しいままに (dooi phalakaan) 伐採するよう命じた。
- 6 権力 (amnaat) を用いて村民をそそのかし、仏教徒とムスリムがいままで保ってきた連帯を分裂させた。
- 7 我々はアルン・アンスカンチャナクンがこれからも村長であることを欲していないと表明する。

それゆえ M 村の住民は困難を強いられ、この村長を村民の告発の言葉にしたがって村長の地位からリコールすることで合意した。民主主義の原則にしたがって宜しく処理していただきますよう。

よって郡長にこの村長を 3 時間以内にリコールすることを要求します。

M 村の村民

29) [amnaat] は職務に付随する権限 (sit), もしくは広く権力, 力, 何かを生じさせる能力をさす。それに対し, [itthiphon] は職務外の権勢, 影響力 (amnaat), 成就させる力・権威, 個人または国家に隠された希望通りに物事を実現させる力 (amnaat), 他人をして自分に追随する気を生じさせる力 (amnaat) をさす [Thailand 1982: 921-923]。[itthiphon] の説明に [amnaat] が用いられていることか

この告発文は 1 のリコール運動の発端でも述べたように B 村のムスリムによってモスクでの話し合いからまとめられたもので、M 村の村民は誰もこの原文を目にしていない。1-4 までが M 村村民のリコール運動へと発展することとなった直接の村長への不満である。そして、5 及び 6 の仏教徒とムスリムの対立に触れた項目がサレッ達 T 村のムスリムの主張なのである。

## 2) 郡の事実関係調査

### ① 1 回目の調査報告

この告発文にしたがって郡当局は調査を行い、1986 年 5 月 30 日に第 1 回目の報告を作成している。その結果は次のように要約されている。

1 木の伐採を行なったことは、ムスリムの墓地の位置するトゥンプラン区の T 村の寺のサーラー（壁のない柱と屋根だけの休息所）を建設するためであり、墓地の土地は区の公共地であってまだ宗教用地として登録されていない。

2 論争が告発にまで至った事件は、個人間の私的な出来事であり、住民を分裂させるよう外部の人間が介入して扇動したものである。

3 トゥンプラン区の M 村の住民と近隣の住民約 200 人が、1986 年 5 月 6 日 11:00 に行なったデモは、住民が代表を選ぶにあたって M 村の外部の人間であるクウェーン・サーサンティサ 1 名を含んでいる。

4 外部の人間がトゥンプラン区の M 村の

住民とその近隣の住民を唆して郡役場までデモさせた。これは仏教徒とムスリムの間を宗教の教義を道具として用い、互いに理解不能にさせるためである。

この最初の郡の報告書からはリコール運動に対する 2 つの見解が見てとれる。1 つはこれが個人対個人の私的対立であること、もう 1 つはムスリムと仏教徒という宗教集団の対立を装っているという見解である。この見解は今後の事実関係調査を行うにあたって常に保持され強化されていく。

もう 1 つ郡の調査の姿勢を方向づける重要な見解がここで示されている。それは、この運動が外部の人間によりひきおこされている、ということである。運動の権利を持つ主体者と実際の運動の主導者の枠組みのずれがここでは指摘されている。このため、郡当局は告発された不正の事実そのものの調査よりも運動の収拾に力を傾ける。運動の翌年の 2 月から 3 月にかけて行われた事実関係調査の報告書を出す前に、郡のこうした姿勢を示す次のような報告書が提出されている。

あら捜しをするような (haa khwaam phit) 調査は必要ないと考えます。なぜならばこうした調査を行えば、傷心をひきおこし、ひいては政府の役人、特に郡レベルの調査委員とその土地の住民の間に懐疑心をもたらすからです。といたしますのは、どのような結果が出たとしても必ずや満足するグループと満足しないグループがあるでしょうから。しかし、もし署名によって村長をリコールするならば、それは住民が自ら行なったことであるとみなされます。

これは、村長のリコールは住民の署名からの調査によって決定し、告発された村長の不正についてはその罪を立証すること、および

→ ら [amnaat] の方がより一般的に権力、力をさす意味の広い言葉であると思われる。ここでは [amnaat] を権力、[itthiphon] を権威もしくは威力と訳す。しかし実際には告発文及び郡の報告においてはほとんど互換的に使われている。Tamada は [amnaat] を formal power, [itthiphon] を informal power としている [Tamada 1991: 6]。

その罪によって村長の解任を行わないとの郡の立場を示している。この時点で前年度の署名調査により、リコールの署名人数は過半数に達しないと判断を下しているため、すでにリコール不成立は決定している。不正の告発そのものは、運動の主導者の口実にすぎないという取り扱いを受ける。

## ② 2回目の調査報告

事実関係の調査は1987年の2月から3月にかけて、リコール運動に参加した中心人物や告発内容に関わる関係者及び村や区のおもだった第三者を対象にして行われた。M村ムスリム5人、M村仏教徒3人、T村のムスリム2人、M小学校校長、区長、S村の木の伐採に関わったムスリム1人、アルン村長の合計14人である。

調査は告発文より次の5項目について行われた。

1. ムスリムの墓地の木を伐った件
2. カオ・タナーンの岩を爆破して私的に使用した件
3. O. Pho. Po.の資金2万バーツを使って新聞読み場を建設する件(ここでは金額が告発文と異なっている)
4. カオ・タナーンの公共地でエビを捕獲し、私的に使った件
5. 権威 (itthiphon) を用いて身体に危害を加える振舞をする件

その結果は1987年3月31日の報告書に次のようにまとめられている。

告発の第3項、第4項、第5項については事実の裏付けがありません。よって調査を打ち切ることが適当であるとみなします。墓地の木を伐った件とカオ・タナーンの岩を爆破した件については事実の裏付けがあり、その点についてこれからの調査を検討してください。

しかし結局、調査は村長のリコールは不成立であったという結論をもって打ち切れ、村長の不正の事実についての処置はとられなかった。

## ③ 郡の再調査

調査終了後、郡が何も処置をとらず事件がうやむやになってしまったことに不満を抱き、さらに行動を起こした者がいる。郡を通り越して直接中央へ手紙を書き、公正を訴えるという手段がとられた。T村のムスリムやM村のカーオが中心になってM村村民代表、クウェーンの名前で、内務省、総理府、国王秘書局、チュララーチャモントリー、<sup>30)</sup>南部国境県行政センターなどへ告発文と署名のコピーを同封して送ったという。M村のイマムもこれとは別に県と南部国境県行政センターへ手紙を送ったという。そのなかで受理したという返事がクウェーンのもとにあったのは唯一南部国境県行政センターからで、そこから県へ連絡が入り、県からの通達で再び調査が行われることになった。

郡が県からの通達を受けて調査委員会を再組織したのは1988年6月3日のことである。前回の調査を1987年の3月に終えて、1年3カ月ぶりのことであった。これ以前にも郡まで連絡が入ったこともあるがすべてそこでとどまっていた。<sup>31)</sup>

1988年6月15日に再びM村のムスリム4人、T村のサレッ、及びアルン村長の計6人に査問が行われた。今回の調査は前年度3月の調査結果より、3つの項目については調査の必要がないとみなして、残りの2項目、

30) タイにおけるムスリムの最高指導者で、タイ国イスラム中央委員会の委員長に就任している。事務所はバンコクにある。

31) ある郡の役人は手紙が各省庁に送られているのを知っており、「いろんなところに手紙が送られてもこうだ」と筆者の目の前で紙の上にパタンと本をおいてみせた。

墓地での木の伐採とカオ・タナーンの岩の爆破についてのみ調査が行われた。調査結果は 6 月 28 日の報告書にみる事が出来る。

1. ムスリムの墓地の木を伐ったことについて

①墓地は区の公共地にある。〔1986 年 5 月 30 日の調査報告〕

②かつて M 村モスクの修理に使用するため墓地の木を伐ったことがある。〔マジャーブ〕

③もし先に了解をとっているか、T 村のイマムに頼んでいれば問題はおこらなかつた。なぜならば公共のために使うならば良いということが慣例として行われていたからである。〔アルン〕

④たとえ村長が現場にいたとしても、村長が墓地の木を伐るよう命じた者だという告発を証明する明らかな証人に欠ける。

⑤この問題はタイ仏教徒とイスラム教を信仰するタイ人の問題である。〔1986 年 5 月 30 日の郡の調査報告〕

⑥真摯で厳しく職務にのぞむ実行力に比べればその問題は些細なことである。

⑦罪を犯した者やその親族が村長を不満に思い起こしたと推察される。そのためある者がそこにつけこんで告発し、ことを起こした。

⑧墓地の木を伐った事件は、個人的なことを告発へもっていったことであり、この件についてはここでさしとめることが適当であるとみる。

2. カオ・タナーンの爆破について

たとえ、村長が否定したとしても〔アルン〕、これらの岩が T 村の寺の建設に使われたとしても〔テーン〕、カーオが村長のエビの養殖場の排水溝に使われたと言ったとしても〔カーオ〕、サレッが 1985

年の村落開発計画に売られたと言っても〔サレッ〕、チャラーンが村長の家の柱と T 村の寺に使われたと言ったとしても〔チャラーン〕、カオ・タナーンの爆破があったという事実があったことは本当であると聞いた。

チャラーンの村長の家の柱に使ったと言う発言は、村長の家はブンカート氏から買った古い家であるから〔アルン〕信ずるに足りない。カーオは罪人の弟であるから私事の仕返しのつもりで告発したかもしれない〔アルン〕から信ずるに足りない。サレッは以前村長とは何の不和もなかったが、事実であるというには十分な重みが足りない。本当に村落開発計画に売ったとすればおそらくみんなに知れ渡っているであろうし、告発者の言葉は多分(カーオと)同種のものであろう。よってまともに聞くことはできない。

〔〔 〕内は報告の注、( ) は筆者注〕

この最終報告においても郡の 1986 年 5 月 30 日の初めての報告にみられたと同じ運動に対する見解が貫かれていることがわかる。

1. ⑤よりこの問題をムスリムと仏教徒の問題であるとする見解と、1. ⑦、⑧及び 2. の告発は個人と個人の問題であるとする見解である。

6 リコール運動の決着

1988 年 6 月 28 日の最終報告に至ってはじめて、村長に告発内容の事実関係の調査結果から処分が決定された。それはカオ・タナン爆破を許可なく行なったとの一項目のみによる。しかもその目的は爆破した岩を T 村の寺の建設に使ったという村長の言い分が認められ、共同体の発展のため、地域の仏教徒のために行なったものと判断された。さらに 1983 年の優良村長に選ばれた実績に鑑みて

減刑され、6カ月間の10%の減俸という軽い処分であった。

ところが、この処分決定と時を同じくして村長が辞職するという噂が村の内外をとびかった。その噂をスイット区長は次のように言った。「1988年に郡が村長を免職すると伝えると、村長は自分でやめるといふ。それで県から村長を免職するという通達を待ってくれとおしとどめたのだ」。M村でも「郡が村長の面目をつぶさないように形では減俸ということにしたが、実際は3カ月後に自分で辞職することにした」と信じられていた。筆者がフィールド・ワークを終え村を去った1988年9月の時点では、村内では次期村長の候補者の名前が仏教徒もムスリムも含めて数人あがり下馬評が盛んに行われていた。選挙までには話合いによりさらに候補者が絞られるはずであった。

1989年7月に再び村を訪れた時も、村長は相変わらずアルン氏であった。村長は、前年度からあと3カ月で村長をやめる、翌1989年のはじめには村長をやめると言っていたという。しかし、これは結局実行に移されず、次の村長選挙にむけて水面下で動き始めていた選挙活動もすでに下火になっていた。村長辞職の噂は実は減俸のみに終わった処分に不満をもつグループにむけての村長の対抗策であったようである。噂の出どころも村長だけでなく村長助役や区長といった郡ともつながりのある人々だったので、村中が信じてしまった。もちろん助役や区長自身も信じていた。しかし、村長が本気でやめる気がなかったことは前年度筆者が村を出る前の辞職の噂がもつぱらだった時に、「村長をやめるといふのは本当か」という問に対し「言っておいただけさ」と答えていることからわかる。辞職の噂を流し、かつ当分の間は「もう何かするのはやめた」と独断的な行為を慎むことによって村民の不満に対処するしたたかな策略

家としての村長の姿がここには見えてくる。

## 7 考 察

### 1)リコール運動にみられるムスリム—仏教徒対立の枠組み

このリコール運動は、運動の実際の主導者であったムスリム側と、裁定者である郡当局の間で、その発端から一貫してムスリム—仏教徒対立の枠組みを1つの主題として展開されたと言えるだろう。リコールの権利を持つM村村民の不満は常に二次的扱いしか受けていない。そのことは郡当局が告発文にある村長の不正の事実を個人の私的な対立に帰して、リコール運動の処理の過程においても立証することを必要なしとした態度からも窺われる。郡が最も警戒し、当初から過敏に運動の收拾を図ったのは、宗教的対立の枠組みが政治運動へ持ち込まれることに対してであった。

郡が、当初からこの運動をムスリム対仏教徒という対立の図式で捉えていた理由の1つに、前国会議員のチラユットとその有力な運動員であるクウェーンが運動に関連していたことがあげられる。チラユットは1985年のサトゥーンの小学校への仏像設置反対運動を推進したことで名を知られる急進派ムスリムのリーダーであり、仏教徒とムスリムの間を分裂させ問題を起こす存在として郡当局の警戒心を引き起こした。チラユットの指導した前年度のデモは郡長と小学校の校長の配置転換という重大な結果に終わっている。ある仏教徒の役人は「国会議員はシーア<sup>32)</sup>で、この頃

32) 「シーア」という言葉は本当にシーア派に属する人々をさすのみでなく、他人に比べ1人だけ極端にイスラム教の戒律を遵守しているような人を揶揄して使われることがある。ここでも「シーア」はシーア派ではなく、イスラムを強調するむしろイスラム原理主義者に近い意味で使われている。

シーアと関連して問題を起こしている」という。チラユットはデモ当日郡役場に現れただけで、その後は運動に関わっていないが、クウェーンは運動を強力に押し進めたリーダーであった。しかし、郡は単純にこの運動を宗教間の対立として捉えたのではなく、問題を深刻にするために宗教を道具としてそう見せかけた、つまり宗教的対立の枠組みを利用した政治運動である、ととる。そして、宗教的対立の枠組みゆえにリコール運動が村長の不正という事実からはなれ、より重大な意味を持つとみなしていた。それは次の、郡のデモ当日の責任者であるモンリーの言葉からも窺われる。「デモする側が、わざとムスリム対仏教徒であると見せかけた。村長に個人的不満を持つ人間がだ。この事件はムスリムの仏教徒に対するデモというよりも、村長の性格からきているのだ」。ムスリムと仏教徒の対立の枠組みは国家統合にも関わる深刻な政治運動へ発展する可能性を持つがゆえに郡当局にリコール運動そのものを強力に否定させたのだとも言えよう。

これに対し、運動の主体となったムスリム側は逆に次のように言う。「村長が巧みに個人的な原因をムスリムと仏教徒の対立にもっていきよう仏教徒をけしかけたのだ」。「これは仏教徒対ムスリムの問題ではない。村長側はまるで仏教徒対ムスリムというふうに見せかけるようもっていったが、我々は分裂を起こさせるつもりはない。国籍はタイで宗教がイスラムなのだ」。これらの言葉からは、ムスリム—仏教徒対立の枠組みをリコール運動という政治運動の回路に持ち込んだサレッ達ムスリムの言い分のゆれを見ることができる。サレッは村長と政治的対決をしようとする時に、ムスリム墓地の木の伐採問題を宗教的対立の枠組みにはめ込み政治の場へ引き出そうとした。しかし、サトゥーンの小学校のデモの時のように運動の告発者側と被告発者側は

ムスリム対仏教徒の図式にあてはまらなかったために、直接にこの対立を問題化できず、逆に、対立の枠組みを持ち出した上でその責任を村長の非としようとした。それは告発文の第6項にみることが出来る。この対立の枠組みはT村のサレッのムスリムであることを政治的地盤とするニュー・リーダーとしての立場から、アンパー(郡)・レベルの政治運動における戦略としてひき出されたものといえよう。サレッは、ムスリムと仏教徒の対立をひきおこそうとしたというより、対立があると主張することにより政敵と目するM村村長を廃することをねらったのである。サレッの行動は宗教者というよりも政治家としての野心から説明される。しかし、T村において成功した宗教的対立の構図はM村においては支持基盤を持たず、不成功におわったのである。そのことはM村ムスリムでリコール運動に積極的に関わった者も、村長を宗教的対立の枠組みにおいて非難することがなかったことからわかる。

さらに、運動がリコールという村民対村長という枠組みにおいてはじめて正当化される性質を持っていたため、宗教的対立の枠組みを前面に出すことは不利であった。このことをチラユットは宗教間対立ならば「郡当局は関心を示さないことはわかっていた」という。また、リコールが即座に成立しなかったために、まず主導者と関わりのない仏教徒をはじめとするM村村民が運動から脱落することにより、運動の積極的主導者であるムスリム対仏教徒の村長という対立の枠組みが前面に押し出されて運動は失敗に終わったといえよう。そのことをムスリム側では「村長が仏教徒をけしかけて宗教間対立に見せかけたのだ」と、告発文においては運動の動機とした枠組みを、運動失敗の原因として村長に帰している。運動の主導者であったムスリム側も郡と同様、ムスリム—仏教徒対立の枠組みは

その発端から終焉に至るまで枠組みの持つ発展性ゆえに意識的に操作、解釈を行わざるをえなかったのである。

しかし、このリコール運動においては宗教的対立の枠組みを政治の場に持ち込むことは、村民対村長という対立の枠組みを正当とする政治的回路の持つ性質、運動の裁定者である郡当局の警戒心、さらに M 村の宗教的対立の枠組みが支持されない状況という 3 重の障害に阻まれたといえよう。

## 2) M 村村長からみたアルン村長像

村長に対するリコール運動が M 村で起こったことは単に外部からの働きかけだけでは説明できない。そこには M 村村民の村長に対する不満があったからこそ成立しえたのである。そのことは運動の收拾にあたった郡の役人も、デモの原因を「村長の性格からきている」とみなして理解していた。ただし、その不満は運動を処理していく過程ですくい上げられることはなかったのである。

アルン村長を一言で評価するならば、「独裁的」(phadetkaan)と表現できる。この言葉は村に入ったばかりの筆者が役人の 1 人に村長はどんな人かと尋ねた時に返ってきた言葉である。アルン村長は村の政策を決定するときにも決して他人に相談することなく 1 人で決める。村にも村落委員が 9 人いるはずであるが、村長を除いては誰が村落委員であるかを知っている者は少ない。アルン村長が村長になって以来、村落会議が開かれたことは殆どない。これは村人とよく相談して物事を決めると言われる S 村のチャーリー村長 (1987 年に区長に選ばれた) とは対照的である。予算が下りてきても、何に幾ら使ったのかは村長以外は助役でさえ正確には知らない。

その一方で、予算を政府から引き出して村の発展に貢献していることは皆の認めるところである。1982 年には、村の入口にそびえる奇岩、カオ・タナーンを整備して村の景観コ

ンテストで全国で 3 位に入選させている。また、貝の養殖などを積極的に村に取り入れるなど産業開発にも熱心である。1983 年には地域の開発、発展に尽くしたとして優良村長に選ばれている。さらに、スイット区長も「(アルン村長は) M 村には適している。気の弱い村長はやって行けない。M 村は強盗や酔っぱらいも多いから」と言うように治安を維持する村長としての評価もある。

こうした評価はアルン村長の自負するところでもある。村長はデモの後、次のように語る。「自分が村を発展させたのだ。家を建てたら家の周りをきれいにし、木を植え、と開発を考えなければならない。自分以外に村長としてやっていけるものはいない。村長になるだけならなれるだろうけれど、やっていけないよ」。「M 村は村としては発展しているけれども精神的にレベルが低い。他人を妬みあう。もしほっておくと村はバラバラになってしまう。だから強硬な手段をとらなければならない」。「しかし、これからはもう本気でやらないよ。いやになった。何かしようとする村人を煩わすことになる。もう何かすることはやめた。しばらくの間はね」。村長自身、今回のデモの原因の一部は自分の強硬なやり方であったと認めているようである。同様のことを郡の役人は次のように言う。「仕事の成果と村人の心は同じものではない。あまりに強硬すぎると村人はついてゆかない。タノムとプラパートのように、柔らかい協調的態度のプラパートは長くその地位を保つが、タノム・プラパートは結局大デモが起こり追い出されることになった。<sup>33)</sup>しかしアルン村長の場合は仕事の成果があるだけタノムよりいいよ」。

村長は郡から見れば村民への窓口であり、村民から見れば郡への窓口である。<sup>34)</sup>両者の

33) タノム・プラパート政権は 1973 年、タイ国史上初の学生蜂起により瓦解した。

視点からみたアルン村長像は確かに重なりあっている部分はあるが、その光のあてられ方は異なっている。郡にとっては仕事のできるアルン村長の姿が鮮明であり、村民とのコミュニケーション不足による独裁的と評価される側面はリコール運動を処理していく過程でも取り上げるにあたらぬものとして見過ごされた。村民の村長に対する不満は個人的な問題であると限定されてしまったのだ。村民の側の不満は、もっぱら独裁的に物事をすすめる側面にむけられている。それは村民の立場からは、より政府に近い立場にある村長がその位置を背景として好き勝手のできる力、権威 (itthiphon) をふるっているとうつる。告発文の中においても、村長の行為の前に枕詞のように権力 (amnaat)、権威 (itthiphon) という言葉が繰り返し使われている。こうした評価はさらに「えこひいきをする」「私腹を肥している」というふうに派生していく。今回のデモはそうした村人の不満の表れだったとも言える。

### 3) 郡に対する村人の態度

郡の調査に対して一般の村人がとった態度には、共通した傾向がみられる。それは役人の前では問題になるような発言を避ける、ということである。そのことをサンは「M村の人間は役人を敬遠している (khii khraannaai)。だから何も話さないのだ」という。村人は村長が役人と強いコネ (mii sen yai) を持っていると思っており、村長や役人の意向に反した言動をとることによって面倒に巻き込まれることを恐れていた。このことが郡の事実関係調査においても村長の不正の立証を困難にした原因の1つであろう。

1987年の2回目の調査時に、村長が何人も村人を権力 (amnaat) を用いて殴り倒した件について郡は殴られたといわれる村人の査問を行なった。しかし、その事実を認めたのはダム1人であって残りの者はすべて否定し

ている。そのうちの1人は、村長に殴られて前歯3本を折った仏教徒の助役である。原因は泥酔して村長の母の悪口を言ったことだという。彼の村長への不満はそのことにとどまらない。「1980年の井戸掘り事業の時から利益をめぐる争いがあった。井戸は村で全部で4カ所掘られた。1つにつき2,700パーツが下りた。材料を自分で買って労働賃も自分でやれば浮かすことができ、1つの井戸につき利益は1,000パーツ以上見込まれた。そのうち1つを自分にやらせてくれといったが、村長はやらせてくれなかった。村長は甥と2人で全

34) 矢野は郡長に期待されている事柄を郡長学校の時間割を分析して次のように要約する。「まず、政府の意図の明確な把握であり、その上で政府の政策の効果的な執行のために行政官として何をすべきかを的確にわきまえ、あわせて一般民衆とのコミュニケーション能力を備えることである。同時に、タイの国体に照らして、公的な『悪』を絶えず意識し、それを摘発し、それと身をもって闘うことである」[矢野 1980: 214]。郡長は「政府の代表者」であり、政府と被治者大衆との「接点」とであると位置づけられる。区長はその下位に位置づけられるが、行政官ではなく「連絡のための準公的役割」あるいは「村民の公的な指導者」と捉えられる。村長は区長がその中から選ばれるので、区長よりも民衆とさらに近い位置に位置づけられるだろう。村長の役柄を郡長の役柄に比することには無理があるかもしれないが、村民と政府の中間に位置するという意味では同等の資質も期待されると考えられる。それは先の引用では前半部分は行政官としての役柄なので村長には期待される資質ではなく、後半部分のコミュニケーションの能力と悪と対決するという部分が共通に期待される資質であると思われる。矢野の引用する郡長像、「やくざの多い町」に赴任した部下や警察官を従えて、悪漢を追跡するという姿はまさにアルン村長と重なりあうところがある。しかし、アルン村長はもう1つの期待される資質であるコミュニケーションの能力において不足していた。村においても他人とうまくやっていくことは高く評価される資質であるのだ。

部やったのだ。1つの井戸につき5人雇わなければならないはずだったが、村長は必要なサインは焼酎 (lao kaao) 1-2本奢って、してもらった。サインする方は何のことかわからないので喜んでた。しかしこのことは後でみんなの知るところとなった」。こうした利害をめぐる争いと村長に殴られたためとで、この一家はひそかな反村長派にまわっている。それを公然と表すことはないが、例えば1987年の区長選挙の時には選挙権を持つこの一家の5人全員がS村のチャーリーに投票している。それにもかかわらず、この助役も郡の査問では「村長と私の間には何の不和もなく良い関係にあります。村長に殴られたことはありません」と証言している。

また、1988年の再調査の報告書の1.④で、村長が墓地の木を伐るよう命じたという告発を証明する明かな証人に欠けるとあるが、村長から直接木を伐るよう命じられたサムも査問を受けている。しかし、サムも査問では「誰が命じたか知りません」と答えている。サムは筆者に次のように語った。「デモの後村長が尋ねてきてきた。本当のことを言うのか、と。私は、本当のことは言わない、と答えた。私が自分でやったと言ったとしても、ムスリムは村長に対して怒っているのだから罪は問われないよ」。

こうした村人の態度には役人に対する不信感が横たわっていると思われる。村人の役人に対する不信感を明らかに示す記録が1988年2月15日の日付で郡に残されている。それは「M村の住民からの記録——村の平和を乱す問題を引き起こす不公正」と題されている。

互いの不信感が生命と財産の安全を妨害する障壁となっている。なぜならばこの事件は住民が知っている限りでは、県や郡で住民は公的に公正にことを行なったが、法律の威力のもとにある公務員という名の政

府の役人は、不法であり、どの課の公務員も公正でないことが明らかになった。

住民には公務員や公務に携わっている人は威力 (itthipon) をもち何でもできる、法を犯すこともできると感じられる。気が重く、気がかりである。というのも公務員の責任であるところの村の何百件、何千件の事柄においても、何の成果もあがっていない。それが水産課であろうと森林課であろうと同じことである。それがたとえ人民のために尽くす義務を持ち、人民の給料を食んでいる政府の役人であったとしても、やはり人民に威力 (itthiphon) を及ぼしている。この件、つまりM村の村長アルン・アンスカンチャナクン氏のことでも同じことであり、気が重いことだ、と言う。

彼は写真と記録のコピーを取り出してダム・ラモも……されてしまった(殺されたことをさしている)と主張する。事実関係を調査し直すことを求めても、不正を明かにすることはできないだろう。全体の意志が何よりも優っていることによって国家への信頼を持たせて欲しい。そうすれば良い方向へ向かうだろう、と主張する。名前は伏せることを望む。

M村村民である請願者

これは村民からの聞き取りの記録であると思われるが、誰がこの聞き取りを行なったかの署名はない。しかし、公的記録として郡に保管されていることから、郡の関係者であることは予想される。日付から見て郡が県からの通達により調査を再開する4カ月前であることがわかる。これが1987年3月から1988年6月の間に唯一作成されたりコール運動に関連する報告書である。また、この記録では郡の関係者に向かって役人への不信感を強く表明しているが、これは一般の村人の役人を敬遠する態度からみて特異である。この特異

性と調査期間をはずれた報告書の時期、及びダムの写真を提示したことからみて、これはカーオが兄のダムの死の原因は村長にあると郡へ訴えたことにより郡から召喚されたときの記録ではないかと思われる。

ダムは 1976 年の村長選挙でサンに替わって立候補した人物で、村長のリコール運動においては積極的に活動していた M 村民の 1 人である。彼はデモの翌年の 1987 年 5 月 4 日に何者かに撃ち殺されている。カーオは郡に手紙を書き「ダムの死の原因は村長との確執にある。村長は威力 (itthiphon) を用いて兄を殺したのだ」と訴えた。その後、カーオは郡に召喚されたが、郡では「法律にしたがって、自分では問題を起すことはしない」と言ったという。この件に関しては「自分で決着をつける。つまり、殺されたら殺し返すのだ」と語る。1988 年 6 月に行われたリコール運動の再調査の時に、郡の役人は非公式にこの 2 人の仲を調停しようとした。その時村長はカーオを、自分を殺そうとして殺し屋をさしむけたと非難し、カーオは村長こそ先にやったのだ、自分は何度狙われたかしれないと言いつつ、調停は決裂した。カーオは現在は村外に土地を購入してそちらで暮らし、殆ど村には帰らない。他の村人はカーオが殺し屋を恐れて村に帰って来れないからだと言っている。

郡が 1988 年 6 月 28 日の報告書において 1. ⑦で罪を犯した者やその親族が村長を不満に思い起こしたと推察される、としたのはカーオ及びダムのことをさしていると思われる。カーオの兄弟が M 村で強盗に押し入ったときに村長は警察に連絡して逮捕させた。そのことでカーオが個人的に村長に対して恨みをもっている、と郡当局は判断したのだ。またデモ当時、カーオはちょうど自分の土地に隣接した海岸部が隆起してできた土地の帰属をめぐって村長と争っていた。村長はそこを

公共地としてみなして、家を建てて住んでいたカーオに立ち退きを要求していた。

確かに郡の調査において村長に不利な供述をしたのは、強い個人的動機を持っていた者が多い。カーオの他にも 1976 年の村長選挙でアルン村長の対立候補であったサンも村長に不利な供述を残している。サンは今でも本当に村人が選んだのは自分であると主張する。M 村小学校のある仏教徒の教師は「サンの友人は皆村長だ。サレツにしても村長になった。だから村長になりたくてたまらないのだ」と言う。筆者がリコール運動についてインタビューに行ったときにも、サンは 1976 年の選挙のことを持ち出してアルン村長を非難した。

一般の村人は記録に残る形で役人への不信感を表明することは少ない。しかし、それは村人と役人の間の溝を飛び越えて不満を表明したのが強い個人的動機に支えられていた者に限られていたということであって、郡当局のみなしたように村長への告発は個人間の私的な出来事である (1986 年 5 月 30 日の報告、第 2 項) と限定することもまた偏った見方であるといえよう。こうした役人を敬遠する態度の背後にある役人に対する不信感そのものは多くの村人が共有していると思われる。<sup>35)</sup>

#### 4) リコール運動終結後の M 村——村人の宗教的カテゴリーをめぐる考え方

リコール運動が失敗した後、参加した M 村ムスリムの 1 人は「もういやになった。こうして何もしないで平静でいる方がいい (yun chooi chooi dii kwaa)。その方が平和でいられる。自分はこうして生活して平和にやって

35) 1988 年 9 月に筆者が調査を終えて帰国する時の送別会の席でも、役人が来るという噂が流れると村人は「役人が来るというのは本当か」と顔色を変えて尋ねてきた。「役人が来るのだったら参加しない」「持ってきた食べ物だけおいて帰る」と口々に言い、役人に対する忌避的態度をあらわにした。

いるんだから。これからはもうしない」という。こうしたM村ムスリムの態度をリコール運動を主導したサレッ達他村のムスリムは日和見主義だと批判する。「最初は運動に積極的に参加したのに、今ではすっかり平静な毎日に満足し、村長とも仲直りしている。今日は喧嘩、明日は仲直り、再び喧嘩。心が安定しない。こういういいかげんなM村の人間とはつきあえない」。「はじめは本気だったのに、後には村長を恐れはじめた。村長に脅されて、平和なんだからもうわざわざ問題を起こしてデモンストラシクなくてよいと気が弱くなった。しかし安穩だとはいえM村の人間が気が重いのは確かだ。それなのにあくまで闘ってその悩みを取り除こうとはしない」。

リコール運動に関わった他村のムスリムも、すべてがこうした考えをもっているわけではない。T村の村長選挙で急進派ムスリムのリーダーであるサレッの対立候補になったマナットも、最初のうちは墓地の木の伐採現場を写真にとるふりをして現場にいた村長を驚かすなどして運動に関わっていた。しかし、リコール運動終結後はM村ムスリムと同様の感想を持つ。「私は法律の知識もないし、もうこういうことには関わりたくない。法律問題は難しい。もうやめた。何もしていないでいることに決めたんだ (tat sin cai waa yuu chcci chcci)」。

「何もしていないでいる (yuu chcci chcci)」という言葉には、政治的な争いには加わらない、対立を引き起こしたくないという気持ちがこめられている。もともと村内には他人と正面から衝突することをさけようとする一般的傾向がみられる。村で尊敬する人は誰かと尋ねたときに最も多く名前があがったのはカセーム<sup>36)</sup>であった。彼の名前をあげた理由は、彼が決して誰とも争わず他人とよい関係を保つからだという。厳格なイマムがムスリムも仏教徒も含めて村人から尊敬されないのも、不真

面目なムスリムを強制して対立を引き起こすからである。また、村のモスクに他村からイスラムの説教師がきて、仏教徒と菓子の配りあいをするのはイスラムの戒律に反しているからやめるようにと言った時にも、M村のムスリムは話合いの結果、しかし同じ村にいるのだからそこで社会関係は大事である、と菓子の配りあいを続けるという結論を出した。M村に多い酒飲みムスリムの酒を飲む口実も、社会関係のため (phwa saqkhom) というものである。

M村では日常生活において宗教的カテゴリーの違いは対立には結びつかない。ムスリムと仏教徒の人口はほぼ均衡しており、経済的にもどちらかが集団として圧倒的優位にあるわけではない。M村の民はムスリムも仏教徒も共に村の神ト・ナーンの子孫であると称するのである。M村では宗教的カテゴリーによる集団化をおしすすめるよりも、村内における人間関係を保つことの方がより重要なのである。

村人の宗教的カテゴリーをめぐる考え方は、ムスリムからも仏教徒からもよく聞かれる次の言葉にあらわれている。「イスラム教も仏教もどちらも善いことを教えているのだ」。「ムスリムと仏教徒の暮らしぶり (khwaam pen yuu) は同じである。ただ仏教徒ならば寺へ行く。ムスリムならばモスクへ行く。それだけの違いだ」。こうした言葉はM村のみでなく、T村においても、またその他の村においてもよくきかれるのだ。ただM村において宗教的カテゴリーの差異が対立に至りにくい理由としては、スイット区長の「M村は宗教がなく、わけへだてがない (beeb saakon<sup>37)</sup>)。だからムスリムと仏教徒はうまくいっている」と

36) 1965年のM村村長選挙の時のムスリムの候補者で、村人がこの選挙における真の当選者と目している人物である。

37) saakonは「普遍的」を意味する。

いう言葉にみられるような状況がある。宗教が生活を規定する度合いが低いほど「差異」の裂け目は対立へと発展させられにくいと考えることはできよう。

対立を表面化させた T 村のサレッ達の姿勢からは、宗教の違いから政治的対立が発展してきたのではなく、むしろ逆にもともとは併存していた宗教的カテゴリーの差異を政治的ヘゲモニーを争う手段として用いたところではじめてその差異が対立へと発展させられたとみることができる。宗教的カテゴリーの「差異」はこうした権力闘争に引き入れられない限り「差異」としてとどまり続けうる、ということをも M 村のムスリムと仏教徒の関係は体現しているといえるのではないだろうか。

#### IV 終わりに

「サムサム」の語源は Archaimbault によると、福建語の「tcham-tcham」(交える)もしくはマレー語の「sama-sama」(共に)であると言う。南タイ方言でも Sam Sam は「混ぜる」を意味する。「サムサム」と呼ばれる人々は「混ざりあった」文化を特徴とする。「サムサム」はタイ語とマレー語を交えて話し [Crawford 1828: 29], マレー的な慣習とタイ的な慣習を合わせ持つ。イスラム教と仏教という異なった宗教的慣行さえ混じりあっている。その顕著な例はムスリムの寺での出家慣行である。ムスリムと仏教徒の通婚も頻繁に起こる。しかしどの様に混じりあっても、2つのカテゴリーの中間項が形成されず、通婚によって生まれた子供はどちらかのカテゴリーに振り分けられることは、ムスリムと仏教徒のカテゴリーは融合することなく「差異」として残っていくことを示している。

「サムサム」文化の特徴はこの差異を拡張することなく、日常生活の中で「混じりあう」ことによって「差異」のままとどめておく方

向づけにみられる。M 村でのムスリムと仏教徒の間での菓子配り合いをする慣行も差異を認めたくて村内の社会関係を保つための (phwa sangkhom) 1 つの方策である。また、宗教と政治を分離する村人の考え方は、宗教的差異を政治の場に持ち込まず、差異を「差異」のままとどめる方策であるとみなせる。

しかし、その「差異」の裂け目が権力闘争に利用され政治化した時、もしくは並存していた「差異」の裂け目が政治権力によって歪められた時、差異は並存することをやめ対立へと発展する。東海岸のムスリムの暴動にしても、ローカルなレベルでのムスリムと仏教徒の対立から起こったのではなく、国家という政治権力が仏教徒カテゴリーとしてたち現れることによって、ムスリム対仏教徒という宗教的対立の枠組みが浮上した結果と考えられよう。宗教的カテゴリーの差異が対立へ至る条件としては、文化的、経済的、歴史的な状況を考慮に入れる必要があるが、それはこれからの課題としたい。ここではただ、宗教的「差異」は政治の場に持ち込まれない限りは「差異」のままとどまりうると、言うにとどめたい。そして、日常生活においては宗教的対立のみられなかった現在の「サムサム」

38) ダッワー (dakwah) と呼ばれるイスラム原理主義運動に関連する宗教運動がある。イスラム知識人を中心に 10 人前後のグループで各地を回って宣教活動をする運動であり、区内の村をダッワーの宣教集団がはじめて訪れたのは 1985-86 年頃で東海岸のヤラーからであったという。以来年に 1-2 回から数回、おもに南タイの各地から訪れている。しかし、ダッワーと新しいムスリムの動きの直接的な関連性は定かではない。実際のところサレッ自身その経歴からみても、またその宗教的態度からみても、ムスリムのニューリーダーとしての活動は戦略としての政治的動機からのもので、その心的態度は「サムサム」的ムスリムと大きく隔たっているとはいえないと考える方が妥当であろう。

社会においてみられるサレツ達ムスリムの新たな動きは、ここでのムスリムと仏教徒の関係の変化の萌芽といえるのか、それともやはりここでは受け入れられないままで終わるのかはまだ断定はできない。こうした新たな動きの出現を許容したその背景をみていく必要がある。<sup>38)</sup>

### 参 考 文 献

- 赤木 攻. 1987. 「開発行政と地方政治：『タンボン評議会』を中心に」『タイ農村の構造と変動』北原 淳(編), 173-196 ページ所収. 勁草書房.
- Annandale, Nelson; and Robinson, Hervert. Part 1 (1903), Part 2 (1904). *Fasciculi Malayenese, Anthropological and Zoological Results of an Expedition to Perak and Siamese Malay States, 1901-1902*. London: The University Press of Liverpool.
- Archaimbault, C. 1957. A Preliminary Investigation of the Sam Sam of Kedah and Perlis. *Journal of Malayan Branch of the Royal Asiatic Society* 30 (1): 75-92.
- Aroṅ Sutthasat. 1985. *Chao Thai Mutsalim nai sii caṅwat phaak tai*. Bangkok: Sathaaban thaiswksaa faai wichaakaan Culalongkorn University.
- Banks, David J. 1980. Politics and Ethnicity on the Thai-Malay Frontier: The Historical Role of the Thai-speaking Muslims of Kedah. *Kabar Seberang Sulatong Maphilindo* 7: 98-113.
- Burr, A. M. R. 1974. Buddhism, Islam and Spirit Beliefs and Practices and Their Social Correlations in Two Southern Thai Coastal Fishing Villages. Ph. D. thesis, the University of London.
- Chaiwat Sathanand. 1987. *Islam and Violence: A Case Study of Violents in the Four Southern Provinces, Thailand, 1976-1981*. USF Monographs in Religion and Public Policy.
- Chaiwat Sathanand; and Surin Pitsuwan. 1983. *phanhaa Itsalaam nai sii caṅwat phaak tai*. Bangkok: Thai Khadi Research Institute, Thammasat University.
- Chavivun Prachuabmoh. 1982. Ethnic Relations among Thai, Thai Muslim and Chinese in South Thailand: Ethnicity and Interpersonal Interaction. In *Ethnicity and Interpersonal Integration*. edited by David Y. H. Wu, pp. 63-83. Maruzen Asia.
- Che Man, W. K. 1990. *Muslim Separatism: The Moros of Southern Philippines and the Malays of Southern Thailand*. Singapore: Oxford University Press.
- Crawford, John. 1828 (rep. 1967). *Journal of an Embassy to the Courts of Siam and Cochin China*. Singapore: Oxford University Press.
- Diller, A. V. N. 1988. Islam and Southern Thai Ethnic Reference. In *The Muslims of Thailand*. Vol. 1, edited by Andrew D. W. Forbes, pp. 153-167. India: South East Asian Review Office.
- Fraser, Thomas M. 1960. *Rusembilan: A Malay Fishing Village in Southern Thailand*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Golomb, Louis. 1978. *Brokers of Morality: Thai Ethnic Adaptation in a Rural Malaysian Setting*. the University Press of Hawaii.
- 橋本 卓. 1987. 「タイ南部国境県問題とマレー・ムスリム統合政策」『東南アジア研究』25 (2): 233-253.
- 石井米雄. 1977. 「タイ国におけるくイスラームの擁護」についての覚え書」『東南アジア研究』15 (3): 347-361.
- 北原 淳. 1990. 『タイ農村社会論』勁草書房.
- Kobkua Suwannathat-Pian. 1988. *Thai-Malay Relations: Traditional Intra-regional Relations from the Seventeenth to the Early Twentieth Centuries*. Singapore: Oxford University Press.
- 黒田景子. 1989. 「『Sam Sam』と呼ばれた人々——タイ、マレーシア国境地帯のThai-speaking Muslim——」『マレーシア社会論集 2』, 41-76 ページ所収. 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
- 中澤政樹. 1988. 「JEMAAH TABLIGH: マレー・イスラム原理主義運動試論」『マレーシア社会論集 1』, 73-106 ページ所収. 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
- Nanthawan Phuusawaṅ. 1978. *Panhaa chao thai mutsalim nai sii caṅwat phaak tai*. Bangkok: Samaakom saṅkhomsaat heṅ pratheet thai.
- 西井涼子. 1989. 「南タイの漁村におけるムスリムと仏教徒の通婚」『季刊人類学』20 (4): 51-

- 111.
- Omar Farouk. 1986a. The Political Integration of the Thai-Islam. Ph. D. thesis, the University of Kent.
- \_\_\_\_\_. 1986b. The Origins and Evolution of Malay-Muslim Ethnic Nationalism in Southern Thailand. In *Islam and Society in Southeast Asia*, edited by Taufik Abdullah and Sharon Siddique, pp. 250-281. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- 小野澤正喜. 1985a. 「タイにおける文化的同化政策の展開と少数民族のエスニック・アイデンティティ」『多民族教育の比較研究』小林哲也; 江淵一公(編), 231-257 ページ所収. 九州大学出版会.
- \_\_\_\_\_. 1985b. 「国家とエスニシティ——南タイのマレー系イスラム教徒における宗教と教育」『民族とエスニシティ』(文化人類学 2), 46-61 ページ所収. アカデミア出版会.
- Prayat honṭhṭṭkam. 1980. *Kaanpokkrṭṭṭ thṭṭṭ thin thai*. Bangkok: thai watthanaphaanit.
- Saowanii Citmuat. 1988. *Klumchaatphan: chao thai mutsalim*. Bangkok: Kṭṭṭṭhun-sagaaruciraamphṭṭṭ.
- Skinner, G. William. 1957. (rep. 1962) *Chinese Society in Thailand, An Analytical History*. Cornell University Press. (スキナー, ウィリアム. 1981. 『東南アジアの華僑社会 タイにおける進出と適応の歴史』山本一(訳). 東洋書店.)
- Suhrke, Astri. 1970-71. The Thai Muslims: Some Aspects of Minority Integration. *Pacific Affairs* 43 (4): 531-547.
- Surin Pitsuwan. 1985. *Islam and Malay Nationalism: A Case Study of the Malay-Muslims of Southern Thailand*. Bangkok: Thai Khadi Research Institute, Thammasat University.
- Tamada, Yoshifumi. 1991. *Itthiphon and Amnat: An Informal Aspect of Thai politics*. *Tonan Ajia Kenkyu* [Southeast Asian Studies] 28 (4): 5-16.
- Tambiah, S. J. 1976. World Conqueror and World Renouncer, A Study of Buddhism and Polity in Thailand against a Historical Background. Cambridge University Press.
- Thailand, Ammphṭṭ Thugwaa. 1987. *Sarupṭṭaan phatthanaa chumchon*. Satuun: Amphṭṭ Thugwaa.
- Thailand, Photcanaanukrom chabab raat-chabandittaya sathan, pho. soo. 2525 (1982).
- Thailand, Roogrian thugwaawarawait. 1988. *nanṭṭṭw thii ralwk*. Satuun.
- Thailand, Samnakṭṭaan kaan prathomswksaa caṭwat satuun. 1984. *Ruam rwan mwan satuun*. Satuun.
- Tugby, Donald; and Tugby, Elise. 1989. Malay-Muslim and Thai-Buddhist Relations in the Pattani Region: An Interpretation. In *The Muslims of Thailand*. Vol. 2, edited by Andrew D. W. Forbes, pp. 53-72. India: South East Asian Review Office.
- Uthai Dulyakasem. 1986. The Emergence and Escalation of Ethnic Nationalism: The Case of the Muslim Malays in Southern Siam. In *Islam and Society in Southeast Asia*, edited by Taufik Abdullah and Sharon Siddique, pp. 208-249. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Winzeler, Robert L. 1976. Ethnic Differences and Economic Change in a Local Malaysian Setting. *Tonan Ajia Kenkyu* [Southeast Asian Studies] 14 (3): 309-333.
- \_\_\_\_\_. 1985. *Ethnic Relation in Kelantan*. Singapore: Oxford University Press.
- Yaot Waidii. 1975. *kaanpokkrṭṭṭ thai*, lem 1. Bangkok: Bunchai kaanphim.
- 矢野 暢. 1969. 「南タイにおける通婚圏の形成」『東南アジア研究』7 (4): 462-491.
- \_\_\_\_\_. 1980. 「タイ国における『郡長』の政治機能——ラーチャカーンの政治的本質との関連で——」『東南アジア研究』18 (2): 206-221.